

(第一類 第十二号)

衆議院第七十二回国会建設委員会

(五五六)

**(定義)**

第一条 この法律は、大都市地域における住宅市街地の開発に関し、宅地開発協議会の制度を設けるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

<p>(目的)</p> <p>第一章 総則</p>	<p>第四節 費用の負担等（第九十一条—第九十 四条）</p> <p>第五節 雜則（第九十五条—第一百一条）</p> <p>第七章 雜則（第一百二条—第一百九条）</p> <p>第八章 罰則（第一百十条—第一百二十二条）</p> <p>附則</p>
---------------------------	--

第一款 通則（第六十三条—第七十一条）

第二款 換地計画（第七十二条—第八十二条）

第三款 仮換地の指定、換地処分、減価補償金清算及び権利関係の調整（第八十三条—第八十九条）

第四款 宅地の立体化手続の特則（第九十一条）

第一款 個人施行者（第三十三条—第三十  
六条）

第二款 住宅街区整備組合（第三十七条—  
第五十一条）

第三款 都道府県及び市町村（第五十二  
条—第五十七条）

第四款 日本住宅公団及び地方住宅供給公  
社（第五十八条—第六十二条）

第三節 住宅街区整備事業の施行

日本道路公団法の一部を改正する法律案審査のため、本日、日本道路公団から総裁前田光嘉君及び理事吉兼三郎君に参考人として御出席を願い、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野(光)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

第一款 個人施行者（第三十三条—第三十  
六条）

第二款 住宅街区整備組合（第三十七条—  
第五十一条）

第三款 都道府県及び市町村（第五十二  
条—第五十七条）

第四款 日本住宅公団及び地方住宅供給公  
社（第五十八条—第六十二条）

第三節 住宅街区整備事業の施行

委員の異動  
五月十五日

第一類第十二号

建設委員會議錄第十七號

昭和四十九年五月十五日

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大都市地域 都の区域（特別区の存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第六百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。

二 市街化区域 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。

三 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）による土地区画整理事業をいう。

四 住宅街区整備事業 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更及び共同住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいふ。

五 公共施設 土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。

六 宅地 土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

七 借地権 借地法（大正十年法律第四十九号）第一条に規定する借地権をいう。

八 農地等 生産緑地法（昭和四十九年法律第二号）第二条第一号に規定する農地等をいう。

九 集合農地区 農地等の集合すべき土地の区域をいう。

十 義務教育施設用地 義務教育施設の用に新たに供すべき土地又はその代替地をいう。

十一 公営住宅等 地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公法上の法人で

政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

（国及び関係地方公共団体の責務）

第三条 国及び関係地方公共団体は、大都市地域における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 宅地開発協議会

第四条 大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議を行ふため、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関、関係都府県及び関係のある地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「国の行政機関等」という。）により、住宅開発協議会を組織する。

第五条 第一号の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域内にあること。

第六条 土地区画整理促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のはが、住宅市街地としての開発の方針を定めるものとする。

第七条 都府県知事又は市町村は、土地区画整理促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住宅市街地として開発されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

第八条 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、国の行政機関等の長又はその指名する職員及び住宅開発協議会が委嘱する関係市町村の長をもつて構成する。

第九条 会議において協議が調つた事項については、

第十条 国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第十一条 土地開発協議会の庶務は、建設省計画局において処理する。

第十二条 前項に定めるもののはか、宅地開発協議会の運営に關する必要な事項は、宅地開発協議会が定める。

第十三条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしてとする者は、建設省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

第十四条 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

第十五条 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

る自然的条件を備えていること。

二 当該区域が既に住宅市街地を形成している区域又は住宅市街地を形成する見込みが確実である区域に近接していること。

三 当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

四 ヘクタール以上の規模の区域であること。

五 当該区域の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域内にあること。

六 土地区画整理促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のはが、住宅市街地としての開発の方針を定めるものとする。

七 都府県知事又は市町村は、土地区画整理促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住宅市街地として開発されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

八 次条第四項の規定により賣い取らない旨の通知があつた土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

九 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の敷地の他の部分についての土地開発協議会の施行

十 イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十一 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十二 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十三 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十四 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十五 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十六 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十七 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十八 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

十九 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十一 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十二 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十三 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十四 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十五 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十六 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十七 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十八 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

二十九 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

三十 行う二ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

れに準ずる行為として政令で定める行為

イ 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

三 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

四 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

五 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

六 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

七 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

八 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

九 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十一 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十二 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十三 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十四 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十五 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十六 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十七 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十八 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

十九 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十一 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十二 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十三 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十四 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十五 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十六 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十七 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十八 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

二十九 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

三十 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。



4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、遲滞なく、その旨を公告しなければならない。

#### (宅地の共有化)

第十五条 第十三条第一項の規定により事業計画において共同住宅区が定められたときは、施行者の所有者は、前条第一項の期間内に、施行者に対し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を子えるように定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の目的となつて、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

2 前項の規定による申出は、建設省令で定めるところにより、当該申出の手続が前項の規定に模となるように、数人共同してしなければならない。

3 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手續が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで共同住宅区内の土地の共有持分を子えるように定められるべき宅地として指定し、当該申出の手續が前項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。前条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利

（地役権を除く。）が存しないこと。

#### (共同住宅区への換地等)

第十六条 第十四条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を共同住宅区内に定めなければならない。

2 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、共同住宅区内の土地の共有持分を子えるように定めなければならない。

3 前項の規定により換地を定めないで共同住宅区内的土地の共有持分を子える場合における清算については、土地区画整理事業法第九十四条中「又はその宅地について存する権利の目的である宅地若しくはその部分及び換地又は換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分」とあるのは、「及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和四十九年法律第号）第十六条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定めた土地」とする。

4 第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるよう定められた宅地の所有者は、土地区画整理事業法第一百三十四条の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第一百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

#### (集合農地区)

第十七条 特定土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、集合農地区を定めることができる。

2 集合農地区は、施行地区の面積のおおむね三十分の一セントを超えない範囲内において、次に掲げる要件に該当する土地の区域又は特定土地

一 建築物その他の工作物（容易に除却することができるもので政令で定めるものを除く。）が存しないこと。  
二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利

保に相当の効用があり、かつ、公共施設等（生産緑地法第二条第二号に規定する公共施設等をいう。）の敷地の用に供する土地として適している一団の農地等の区域であること。

二 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

三 おおむね〇・二ヘクタール以上の規模の区域であること。

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の地積の合計が、おおむね〇・二ヘクタールの面積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模以上であるときは、同項の期間の経過後遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を設立しようとする者又は施行者（市町村を除く。）は、事業計画において集合農地区を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 施行者は、第一項の規定による申出に係る宅地の地積の合計が前項の規約、定款又は施行規程で定める規模に満たない場合においては、当該申出に係る宅地のすべてを指定することが困難であると認めるときは、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、公正な方法で選考して、これらの宅地の一部を指定することができる。

4 第十四条第三項の規定は第二項の規定による指定期又は前項の規定による決定をした場合について、同項ただし書の規定による選考の結果同項の規定による指定をしないこととした宅地についても、同様とする。

2 施行者は、前項の規定により事業計画において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第一百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

#### (集合農地区への換地等)

第十八条 前条第一項の規定により事業計画において集合農地区が定められたときは、施行地区にて集合農地区が定められたときは、施行地区内の農地等である宅地の所有者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を集合農地区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地について永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならぬ。

1 事業計画が定められた場合 第七条第三項に規定する公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）

2 事業計画の変更により新たに集合農地区が定められた場合 当該事業計画の変更についての認可の公告を除く。

3 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い集合農地区的面積が拡張された場合 当該

事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地の地積の合計が、おおむね〇・二ヘクタールの面積の換地を定めることができるものとして規約、定款又は施行規程で定める規模以上であるときは、同項の期間の経過後遅滞なく、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を設立しようとする者又は施行者（市町村を除く。）は、事業計画において換地を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 施行者は、第一項の規定による申出に係る宅地の地積の合計が前項の規約、定款又は施行規程で定める規模に満たない場合においては、当該申出に係る宅地のすべてを指定することが困難であると認めるときは、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、公正な方法で選考して、これらの宅地の一部を指定することができる。

4 第十四条第三項の規定は第二項の規定による指定期又は前項の規定による決定をした場合について、同項ただし書の規定による選考の結果同項の規定による指定をしないこととした宅地についても、同様とする。

2 施行者は、前項の規定により事業計画において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。同法第一百四条第六項後段の規定は、この場合について準用する。

#### (集合農地区への換地)

第十九条 前条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を集合農地区内に定めなければならない。

2 第二十一条 特定土地区画整理事業の換地計画における義務教育施設用地

一 事業計画の変更により、土地区画整理事業の施行により、特定土地区画整理事業の施行により、特定土地区画整理事業の施行により、次に掲げる要件に該当する土地の区域又は特定土地の区域に該当することとなると認められる土地の区域について定めなければならない。

二 公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保

用地として定めることができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 施行者は、前項の規定により換地計画において義務教育施設用地を定めようとするときは、

あらかじめ、その地積について義務教育施設の設置義務者と協議しなければならない。

3 第一項の義務教育施設用地については、換地計画において、金銭により清算すべき額に関し特別の定めをすることができる。

4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第

一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第一百四条第八項の規定は第一項の規定により換地計画において定められた換地について準用する。

(公営住宅等の用地)

第二十一条 土地区画整理法第三条第三項、第三

条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により施行する特定土地区画整理事業の換地計画においては、公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保

留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、施行地区内に宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益するこ

とができる権利を有するすべての者の同意を得なければならぬ。

2 土地区画整理法第一百四条第九項及び第二百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第二百三条第四項の規定による公告があつた日における前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければなら

ない。同法第二百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

(申出を受理する者に関する特例)

第二十二条 施行者が土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選

任されるまでの間は、第十四条第一項、第十五

条第一項又は第十八条第一項の規定による申出は、土地区画整理法第十四条第一項の規定によ

る認可を受けた者が受理するものとする。

(土地区画整理法の準用等)

第二十三条 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この章の規定による処分及び決定について準用する。

第二十四条 土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三条から第二百二十六条まで、第二百二十七条の二、第二百二十九条及び第二百四十四条の規定の適用については、この章の規定は、同法

の規定とみなす。

第五章 住宅街区整備促進区域

(住宅街区整備促進区域内の宅地についての規定)

第二十五条 住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、住宅街区整備事業を実施する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

(建築行為等の制限)

第二十六条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 当該区域の大部分が建築物その他

の工作物の敷地として利用されていないこと。

三 一ヘクタール以上の規模の区域であること。

四 当該区域を住宅街区として整備することが、都市機能の増進と住宅不足の緩和に貢献すること。

五 住宅街区整備促進区域に関する都市計画においては、当該区域の大部分が建築物その他

の工作物の敷地として利用されていないこと。

3 都府県知事又は市町村は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画と併せて、当該区域が良好な住宅街区として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を定めなければならない。

(宅地の所有者等の責務)

第二十七条 住宅街区整備促進区域内の宅地についての規定は、この章の規定によるものとみなす。

(建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの)

六 次条において準用する第八条第四項の規定により買取い取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築

ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

ハ 次条において準用する第八条第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第五十七条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。

五 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

六 次条において準用する第八条第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

七 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

八 次条において準用する第八条第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

九 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十一 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十二 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十四 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する

目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの)

六 次条において準用する第八条第四項の規定により買取い取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更

二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築

ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四 都市計画法第五十三条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第五十七条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。

五 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

六 次条において準用する第八条第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

七 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

八 次条において準用する第八条第四項の規定により買取られない旨の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物(住宅を除く。)で第七条第二項第二号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二号ロに掲げる要件に該当するもの

九 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十一 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十二 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十四 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十五 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十六 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十七 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十八 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

十九 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十一 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十二 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十四 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十五 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十六 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十七 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十八 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

二十九 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十一 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十二 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十四 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十五 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十六 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十七 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十八 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

三十九 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十一 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十二 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十三 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十四 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。

四十五 第一条の規定は、第六十七条第一項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域においては、適用しない。



一へクター以上で、かつ、当該住宅街区整備促進区域内の他の部分についての住宅街区整備、事業施行期間は、適切に定め、施設住宅区の面積は、施行地区の面積のおおむね四十分セント以上となるように定め、施設住宅内の住宅の規模は、住宅を必要とする労働者の居住の用に供するのにふさわしいものとなるよう定めなければならない。

宅街区整備事業については、第一項の規定によつて認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第三十三条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。  
**(定款)**  
第三十八条 前条第一項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(参加組合員)  
第四十三条 前条第一項に規定する者のほか、地方公共団体、日本住宅公團、地方住宅供給公社、その他の住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

うち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び併合の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上でかつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。土地区画整理法第十八条後段の相

4 第十七条第一項及び第三項の規定は、事業計画において集合農地区を定める場合について準用する。

事業計画は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合し、かつ、公共施設その他の施設又は住宅街区整備事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

は、建設省令で定める。

十三条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第八条の規定は第三十三条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第九条（第二項を除く。）及び第十条から第十三条までの規定は第二十九条第一項の規定による住宅街区整備事業について準用する。

(設立の認可) 第二款 住宅街区整備組合

第三十七条 第二十九条第二項に規定する住宅街区域整備組合（以下この章において「組合」といふ。）を設立しようとする者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都府県知事の認可を受けなければならない。

第三十三条第二項の規定は、都府県知事が前項の規定による認可をしようとする場合につい

3 組合が施行区域内の土地について施行する住  
て準用する。

自組合參加

(参加組合員)  
第四十三条 前条第一項に規定する者のほか、地方公共団体、日本住宅公團、地方住宅供給公社、その他の住宅の建設及び賃貸又は譲渡を行うことを主たる目的の一とする法人で政令で定めるものであつて、組合が施行する住宅街区整備事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

第四十四条 組合の総会は、総組合員で組織する。  
(総会の議決事項等)

一 定款の変更  
二 事業計画の変更  
三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法  
四 経費の収支予算

## 五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

### 六 賦課の額及び賦課徵収の方法

八 七  
換地計画  
九 保留地及び事業の施行による組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法  
十 事業の引継ぎについての同意  
十一 第百条第一項の管理規約  
十二 その他住宅地の整理に関する事項

**十二** 地区の創立額で定めを事項  
2 土地区画整理法第三十二条の規定は総会の招集にて、同法第三十三条の規定は総会の議

集められ、同法第三二条の規定を準用する。  
長について準用する。

第四十六条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

うち政令で定める重要な事項、同項第十号及び

うち政令で定める重要な事項、同項第十号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び併合の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。土地区画整理法第十八条後段の相

定は、この場合について準用する。  
。 土地区画整理法第三十四条第三項の規定は、  
総会の議事について準用する。

(総会の部会) 第四十七条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に關し、第四十五条第一項第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項についての総会の権限

をその部会に行わせることができる。  
総会の部会は、その部会の設けられる工区に  
関係のある組合員で組織する。

第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条並びに第三十四条第三項の規定は、前条第一項及び第二項並びに土地区画整理等の部会について準用する。

は、総会に代わってその権限を行わせたために、総代会を設けることができる。

総代会は、総代をもつて組織される。総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下り、適用する、て定数で定める。ただし、組合員

員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。  
総代会が総会に代わつて行う権限は、次に示すとよほど多くある。  
たゞ範囲におして定期で定められたものは、総会の権限と同一である。

一 理事及び監事の選挙及び選任  
二 第四十六条第二項の規定に従つて議決し

ければならない事項

4 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条(第七項を除く。)、第三十三条(第四項ただし書を除く。)及び第三十四条第三項の規定は、総代会について、同法第三十六条第五項の規定は、総代会が設けられた組合について、同法第三十七条の規定は、総代について準用する。

(議決権及び選挙権)

第四十九条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、第四十六条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかるわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選舉するものと定款で定めた場合におけるその選舉に係る選挙権についても、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権行使することができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権行使する者は、第四十六条第一項(第四十七条第三項及び前項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理する代理人について準用する。

6 土地区画整理法第三十八条第六項の規定は、代理人について準用する。

(賦課金、負担金等)

第五十条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 参加組合員は、政令で定めるところにより、換地計画において定めるところにより取得する

こととなる施設住宅の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

3 組合は、組合員が賦課金、負担金又は分担金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

4 土地区画整理法第四十条第二項の規定は、賦課金について、同法第四十一条(第二項を除く。)の規定は賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納する者がある場合について、同法第四十二条の規定は賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は、第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は、第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条(第二項を除く。)、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十九条及び第四十三条から第五十一条までの規定は、組合について準用する。

第三款 都府県及び市町村  
(施行規程及び事業計画の決定等)

第五十二条 都府県又は市町村は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときに、建設省令で定めたところにより、建設大臣(市ののみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「建設大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

八 住宅街区整備審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

七 保留地を定めようとする場合においては、保留地の処分方法に関する事項

八 住宅街区整備審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

九 その他政令で定める事項

第五十四条 第三十五条の規定は、第五十二条第一項の事業計画について準用する。

(住宅街区整備審議会の設置)

第五十五条 都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、都府県又は市町村に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

第六款 第五十六条の規定は、第五十二条第一項までの規定は、審議会の設置について準用する。

(審議会の組織)

第五十六条 審議会は、五人から二十人までの範囲内において、政令で定める基準に従つて施行

規程で定める数の委員をもつて組織する。

(土地区画整理法の準用)

第五十七条 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

第四款 日本住宅公団及び地方住宅供給公社

(施行規程及び事業計画の認可)

第五十八条 日本住宅公団(以下この章において「公団」という。)又は地方住宅供給公社(以下この章において「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市ののみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「建設大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業については、公団にあつては前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第三項の規定による承認と、市ののみが設立した地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可と、その他の地方公社にあつては前項の規定による認可をもつて同条第一項の規定による認可とみなす。第三十三条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 公団又は地方公社は、前条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施行規程について、第三十五条の規定は、前条第一項の事業計画について準用する。

3 公団又は地方公社は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじ

め、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聽かなければならぬ。

4 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 当該住宅街区整備事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該住宅街区整備事業に關係のある水面について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聞き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市ののみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものであるときは、これを建設大臣に送付することを要しない。

7 都府県知事は、第五項の期間内に公団又は地方公社(市のみが設立したもの)を除く)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣等は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、公団又は地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中処分についての異議申立ての審理に

関する規定を準用する。

10 公団又は地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えたとき(政令で定める軽微な修正を加えたときを除く)は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行なべきものとする。

11 建設大臣等は、前条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第八十三条において準用する土地区画整理法第二百三十三条第四項の規定による公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 公団又は地方公社は、第十一項の規定による公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 公団又は地方公社は、施行規程又は事業計画を変更しようとするときは、建設大臣等の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十九条までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更を除く)について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

(住宅街区整備審議会の設置及び組織)

第六十条 公団又は地方公社が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業ごとに、公団又は地方公社に、住宅街区整備審議会(以下この款において「審議会」という。)を置く。

の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第六十四条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行なうに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合ににおいて、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等に行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等に行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいなためその同意を得ることが困難であるり、その現状を著しく損傷しないときは、施行者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委託者、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。



となる施設住宅の一部等の明細

五 前号に掲げるものはか、保留地その他特

別の定めをする土地の明細

六 その他建設省令で定める事項

(宅地の立体化)

第七十四条 施行者は、第六十八条第一項若しくは第四項の規定により指定された宅地及び第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地以外の宅地(以下この章及び第一百七条第二項において「一般宅地」といいう)又は一般宅地について存する借地権については、換地計画において、「一般宅地」の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないで、施設住宅の一部等を与えるように定めなければならない。

2 前項の場合において、一般宅地の所有権の帰属又は同項の借地権の存否若しくは帰属について争いがあることを確知したときは、当該権利が現在の名義人に属するものとして、又は当該権利が存するものとして換地計画を定めなければならない。

3 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、第一項の規定によらないで金銭により清算すべき旨の申出をすることができる。

4 施行者は、前項の規定による申出があつたときは、当該宅地又は借地権については、第一項の規定にかかわらず、換地計画において施設住宅の一部等を与えるように定めないで、金銭により清算するものとする。

5 換地計画においては、組合の定款により施設住宅の一部等が与えられるよう定められた参考組合員に対しては、施設住宅の一部等が与えられるよう定めなければならない。

6 換地計画においては、第一項又は前項の規定により一般宅地の所有者等に与えられるよう定められる施設住宅の一部等以外の施設住宅地又はその共有持分は、施行者に帰属するよう

に定めなければならない。

(宅地の立体化の基準)

第七十五条 前条第一項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるように定める場合においては、一般宅地について権利を有する者と一般宅地以外の宅地について権利を有する者との間の利害の平衡に十分の考慮を払わなければならぬ。

2 換地計画は、施設住宅敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅敷地の共有持分及び施設住宅の共用部分の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得することとなる施設住宅の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。(施設住宅の一部の床面積の適正化)

第七十六条 換地計画においては、良好な居住条件を確保し、又は施設住宅の合理的利用を図るために必要なときは、前条第一項の規定によれば床面積が過小となる施設住宅の一部の床面積を増して適正なものとができる。前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が定める。この場合において、施行者が組合であるときは総会の議決を、都府県、市町村、公団又は地方公社であるときは住宅街区整備審議会の議決を経なければならない。

第七十七条 第六十八条第一項又は第四項の規定により定めた宅地を既存住宅区内に定めなければならない。

により指定された宅地については、換地計画において換地を既存住宅区内に定めなければならない。

第七十八条 第十九条の規定は、第六十九条において準用する第十八条第二項の規定により指定された宅地について準用する。

(集合農地区への換地)

第七十九条 换地計画においては、第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十五条第三項の規定による場合のほか、義務教育施設が設置されることにより当該換地計画に係る区域内に居住する者の受ける利便に応じて、一定の土地を換地として定めないで、その土地を義務教育施設用地として定めることができる。

この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 第二十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(保留地)

第八十条 第二十九条第一項又は第二項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、又は規準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地(施設住宅敷地となるものを除く。次項において同じ。)を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部の価額の総額の合計額から施行者が住宅街区整備事業の施行により取得することとなる施設住宅敷地又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額がその住宅街区整備事業の施行前の宅地の価額を超えるときは、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、そ

の差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。

第三 土地区画整理法第九十六条第三項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

(換地計画の変更)

第八十一条 個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社は、換地計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、建設省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 土地区画整理法第九十七条第二項及び第三項の規定は、換地計画の変更について準用する。

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 土地区画整理法第九十一条第三項及び十二条まで、第九十四条及び九十五条の規定により指定された宅地についての換地に関する規定により適用しない。

2 第九十二条第三項に係る部分は、第六十八条第二項の規定により指定された宅地についての換地に関する規定により適用しない。

3 第三款 仮換地の指定、換地処分、減価補償金、清算及び権利関係の調整

第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

(一般宅地の所有者等が取得する施設住宅の一部等以外の施設住宅の一部等の帰属等)

第八十四条 第七十四条第五項の規定により換地計画において施設住宅の一部等を与えるよう定められた参加組合員は、前条において準用する土地区画整理法第三百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、施設住宅の一部等を取得するものとする。

2 第七十四条第六項の規定により換地計画にお

いて定められた施設住宅敷地又はその共有持分は、前条において準用する土地区画整理法第三条第四項の規定による公表があつた日の翌日において、施行者に帰属するものとする。

3 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で換地計画において施設住宅の共用部分と定められたものがあるとき、又は換地計画において定められた施設住宅の共用部分の共用持分が同法第四条第一項若しくは第十条の規定に適合しないときは、換地計画中その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条第二項若しくは第八条ただし書の規定による規約とみなす。

## (保留地の処分)

第八十五条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、換地計画において住宅街区整備事業の費用に充てるために定めた保留地を、教育施設、医療施設、官公署施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要なもの又は公営住宅等の用に供されるように処分しなければならない。

(生活再建等のための施設住宅の一部等の優先譲渡)

第八十六条 施行者は、一般宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の一般宅地を使用し、又は収益することができる権利を有していた者(以下この条において「一般宅地の所有者等」という。)で住宅街区整備事業の施行に伴い生活の基礎を失うことになるものについて生活再建のための措置を講ずる必要があるとき、その他特別の事情があるときは、規制、規約、定款又は施行規程で定めるところにより、一般宅地の所有者等に対して、施行者が住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等を譲り受けける機会を与えなければならない。

(施設住宅の一部等の先買い等)

第八十七条 第二十九条第一項又は第二項の規定による施行者は、住宅街区整備事業の施行によ

り取得した施設住宅の一部等を譲渡しようとするときは、当該施設住宅の一部等の明細、譲渡予定価額その他建設省令で定める事項を、建設

省令で定めるところにより、都府県知事に届け出なければならない。ただし、前条の規定により譲渡するとき、又は地方公共団体、公団若しくは地方公社(以下この条において「地方公共団体等」という。)若しくは組合の参加組合員に譲渡するときは、この限りでない。

2 都府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る施設住宅の一部等の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取の協議を行う旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、届出のあつた日から起算して三週間以内に行うものとする。

4 都府県知事は、第二項の場合において、当該届出に係る施設住宅の一部等の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出をした者及び市町村長に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

5 第二項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がなければ、当該通知に係る施設住宅の一部等の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

6 第一項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日又は時までの間、当該届出に係る施設住宅の一部等を当該地方公共団体等以外の者に譲渡してはならない。

1 第二項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた日から起算して三週間を経過する日(その期間内に施設住宅の一部等の買取りの協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時)

2 第四項の規定による通知があつた場合 当該通知があつた時

3 第三項に規定する期間内に第一項又は第四

項の規定による通知がなかつた場合 当該届出をした日から起算して三週間を経過する日

たときは、住宅を必要とする労働者が当該施設住宅の一部等を取得できるようにつせんすることに努めなければならない。

7 市町村長は、第四項の規定による通知があつたときは、住宅を必要とする労働者が当該施設住宅の一部等を取得できるようにつせんすることに努めなければならない。

(財産の処分に関する法令の規定の適用の特例)

第八十八条 施行者が都府県又は市町村であるときは、住宅街区整備事業の施行により取得した施設住宅の一部等の処分については、当該都府県又は市町村の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

8 (先取特権)

第八十九条 第八十三条において準用する土地区画整理法百十条第一項の清算金(一般宅地又は一般宅地について存する借地権について徴収すべき清算金に限る。次項において同じ。)を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設住宅の一部の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十三条において準用する土地区画整理法第七百七条第二項の規定による登記の際に清算金の額を登記することによってその効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十

八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

第四款 宅地の立体化手続の特則

第九十条 施行者は、施設住宅の建設並びに一般宅地について存する権利の消滅並びに施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利の取得につき、

十四条第一項から第四項まで及び第六項の規定によらないで換地計画を定めることができる。

一般宅地又は一般宅地に存する物件に関する権利を有するすべての者の同意を得たときは、第七十二条第一項から第四項まで及び第六項の規定によらないで換地計画を定めることができる。

2 前項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条第一項及び第二項の規定により換地計画を定めた場合においては、第八十三条において準用する土地区画整理法百四条の規定にかかるらず、当該一般宅地について存する権利は、第八十三条において準用する土地区画整理法第三百三条第四項の規定による公告があつた日が終了した時において消滅し、当該住宅街区整備事業に係る施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利は、当該公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、これを取得すべき者が取得する。

3 第一項の場合は、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

4 施設住宅の一部等の先取特権は、施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利

## 施設住宅の一部等

第四十五条第一項第九号、第五十条第二項、第五十三条第二項 第六号、第七十三条第四号、第七十四条第五項、第七十五条第一項、第八十四条の見出し、同一条第一項、第八十六条(見出しを含む)、第八十七条(見出しを含む)、第八十八条、第九十条、第一百七条第二項、第一百十一条第三号

第七十六条第三項

第七十四条第一項及び前条第一項

第七十六条第三項	第七十四条第一項の規定にかかる わらず、施設住宅の一部等	施設住宅（第二十八条第四号に 規定する施設住宅をいう。以下 この条において同じ。）又は施設 部等をいう。以下この条におい て同じ。）	施設住宅又は施設住宅敷地に關 する権利
第一百六条第一号	第七号に規定する施設住宅の一 部等をいう。以下この条におい て同じ。）	第七号に規定する施設住宅の一 部等をいう。以下この条におい て同じ。）	以下この条において同じ。）又は施設 部等をいう。以下この条におい て同じ。）
第四節 費用の負担等	（費用の負担）	（費用の負担）	（費用の負担）
第九十一条 住宅街区整備事業に要する費用は、 施行者の負担とする。	第九十二条 公團又は地方公團は、公團又は地方 公社が施行する住宅街区整備事業の施行により 利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を 受ける限度において、その住宅街区整備事業に 要する費用の一部を負担することを求めるこ ができる。	第九十三条 前項の場合において、地方公共団体が負担す る費用の額及び負担の方法は、公團又は地方公 社と地方公共団体とが協議して定める。	第九十四条 国及び地方公共団体は、施行者及び 住宅街区整備事業にあつては当該公團が施設の管 理者又は管理者となるべき者と協議し、その者 が負担すべき費用の額を事業計画において定め ておかなければならぬ。
（公共施設管理者の負担金）	（資金の融通等）	（資金の融通等）	（資金の融通等）
第九十三条 施行者は、住宅街区整備事業の施行 により整備されることとなる重要な公共施設で 政令で定めるものの管理者又は管理者となるべ き者に対し、当該公共施設の整備に要する費用 の全部又は一部を負担することを求めることがで できる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対 し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者 に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、 それぞれその施行する住宅街区整備事業に關 し、この法律の施行のため必要な限度において、 報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行 する住宅街区整備事業の施行の促進を図るため 必要な勧告、助言若しくは援助をすることがで きる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対 し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者 に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、 それぞれその施行する住宅街区整備事業に關 し、この法律の施行のため必要な限度において、 報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行 する住宅街区整備事業の施行の促進を図るため 必要な勧告、助言若しくは援助をすることがで きる。	第九十五条 建設大臣は都府県又は市町村に対 し、都府県知事は市町村、組合又は個人施行者 に対し、市町村長は組合又は個人施行者に対し、 それぞれその施行する住宅街区整備事業に關 し、この法律の施行のため必要な限度において、 報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行 する住宅街区整備事業の施行の促進を図るため 必要な勧告、助言若しくは援助をすることがで きる。
2 前項の規定による費用の負担については、あ らかじめ、個人施行者又は組合が施行する住宅 できる。	第五節 雜則	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）
（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）
（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）
（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）
（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）	（報告、勸告等）

(監督)

第九十六条 施行者に対する建設大臣又は都府県知事の監督については、前条に定めるものほか、土地区画整理法第百二十四条から第百二十九条までの規定を準用する。

(不服申立て)

第九十七条 次に掲げる处分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第三十七条第一項又は第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による認可

二 第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第三項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

三 都府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

四 第五十二条第一項又は第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十二項の規定による認可

五 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第四項(同法第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

六 第五十八条第一項又は第五十九条第十四項の規定による認可

七 第五十九条第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 第八十二条第二項において準用する土地区画整理法第九十七条第三項において準用する同法第八十八条第四項(第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知

九 知

第九十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、公團又は地方公社がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条

組合、市町村又は市ののみが設立した地方公社が処分にあつては都府県知事に対し、都府県、公団又は地方公社（市ののみが設立したもの）を除く。がした処分にあつては建設大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求につき都府県知事がした裁決に不服がある者は、建設大臣に対し再審査請求をすることができる。

（技術的援助の請求）

第九十九条 個人施行者となろうとする者若しくは個人施行者又は組合を設立しようとする者若しくは組合は都府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都府県知事に対し、住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ住宅街区整備事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（建物の区分所有等に関する法律の特例等）

第一百条 施行者は、政令で定めるところにより、施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村、公団又は地方公社であるときは、建設省令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第二十三条の規約とみなす。

（土地区画整理法の準用）

第一百一条 土地区画整理法第二百二十八条规定から第三百三十二条まで及び第三百三十二条から第三百三十六条までの規定は、住宅街区整備事業について準用する。

第七章 雜則

（公有水面の取扱い）

第一百二条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十号）の規定による埋立ての免許を受けた者が

ある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者みなす。

**第一百三条 第七条第一項、第二十六条第一項又は**

地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するためには必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならぬい。

(監督处分)

第三百四条 都府県知事は、第七条第一項、第二十二  
六条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反  
した者又は前条の規定により付けた条件に違反  
した者がいるときは、これらの者又はこれらの方  
者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは  
は物件についての権利を承継した者に対して、  
相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発  
し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な  
な限度において、当該土地の原状回復又は当該  
建築物その他の工作物若しくは物件の移転若し  
くは除却を命ずることができる。

2 都府県知事は、前項の規定により土地の原状  
回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の  
移転若しくは除却を命じようとするときは、あ  
らかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却  
を命すべき者について聴聞を行わなければなら  
ない。ただし、それらの者が正当な理由がなく  
て聴聞に応じないとときは、この限りでない。

3 第一項の規定により土地の原状回復又は建築  
物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは  
除却を命じようとする場合において、過失がな  
くてその原状回復又は移転若しくは除却を命ず  
べき者を確知することができないときは、都府  
県知事は、それらの者の負担において、その措  
置を自ら行い、又はその命じた者は委任  
した者にこれを行わせることができ。この場  
合においては、相当の期限を定めて、これを原

状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

4 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、

**第一百五条** この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、

めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(第一種生産緑地地区に関する都市計画についての要請)

**第六百六条** 特定土地区画整理事業又は住宅供給事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による申請出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗

卷之三

要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これららの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する質戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、建設省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区を定

対し要請すべきことを当該都市計画を定めるべき者に定めることができる。  
2 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、前項の規定による申出があつたときは、第十八条第四項（第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する第十四条第四項の規定による公告と併せて、その旨を公告しなければならない。

3 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する者は、集合農地内の土地の区域で、生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区に関する都市計画に関する基準に適合し、かつ、当該土地の区域内の宅地に対応する従前の宅地の所有者のすべてから第一項の規定による申出があつたものについては、建設省令で定めるところにより、都市計画に生産緑地法第四条第一項の規定による第二種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請するものとする。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

貸住宅（その者が第八十三条において準用する  
土地区画整理法第一百四条第六項の規定又は第九  
十条第二項の規定により取得する施設住宅の一  
部で賃貸住宅の用に供されるものを含む。以下  
この項において同じ。）の規模、構造及び設備が  
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措  
置法第二条第二項の建設省令で定める基準に適  
合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げ  
る条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部  
をなすと認められるときは、その者を同条第一  
項各号の一に該当する者と、当該施設住宅の一  
部等の譲受けを同条第二項に規定する特定賃貸  
住宅の建設とみなして、同法の規定を適用する。  
この場合において、当該施設住宅の一部等の譲  
受けの資金について同法第二条第一項の規定に  
より利子補給契約が結ばれたときは、当該賃貸  
住宅のうち、第八十三条において準用する土地  
区画整理法第一百四条第六項の規定又は第九十条  
第二項の規定により取得された施設住宅の一部  
は、当該利子補給契約に係る融資に係る賃貸住  
宅とみなす。

一 農地等である一般宅地を所有していた個人  
(当該一般宅地に關し第六十七条第一項各号  
に掲げる公告があつた後に相続又は遺贈によ  
らないで当該一般宅地を取得した者を除く。)  
二 その他農地等である一般宅地を所有してい  
た者で政令で定めるもの

(指導及び助言)

第一百八条 都府県及び市町村は、土地区画整理促  
進区域又は住宅街区整備促進区域に關する都市  
計画の目的を達成するため必要があると認める  
ときは、これらの区域内の宅地について所有権  
又は借地権を有する者に対し、良好な住宅街  
地の開発又は良好な住宅街区の整備に關する事  
項について指導及び助言を行うものとする。

(政令への委任)

第一百九条 この法律における土地(区画整理法の準  
用について必要な技術的読替えその他この法律  
の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第二百十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）又は住宅街区整備組合の役員、総代若しくは職員（以下「個人施行者等」と総称する。）が、その職務に関する賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 個人施行者等があつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 個人施行者等がその職務に関する請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五百十一条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、刑を減輕し、又は免除することができる。

第二百十二条 第六十三条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百十三条 第百四条第一項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する限りして第二百十二条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰

第一百五十五条 第七十七条において準用する土地区画整理法第八十一条第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は毀損した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百六条 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者又はその行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第八十七条第一項の規定に違反して、届出をしないで施設住宅の一部等（第二十八条第七号に規定する施設住宅の一部等をいう。以下この条において同じ。）を譲り渡したとき。

二 第八十七条第一項に規定する届出について、虚偽の届出をしたとき。

三 第八十七条第六項の規定に違反して、同項に規定する期間内に施設住宅の一部等を譲り渡したとき。

第一百七十七条 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、三万円以下の過料に処する。

一 第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定又は第一百一条において準用する同法第二百二十八条第三項の規定に違反したとき。

二 第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十四条第一項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

三 第九十六条において準用する土地区画整理法第二百四十四条第一項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

第一百八十八条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業以外の事業を営んだとき。

二 第五十五条において準用する土地区画整理法第三十九条第三項、第四十五条第三項若しくは第五十条第四項の規定又は第一百一条において

三 第五十一条において準用する土地区画整理法第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第五十二条において準用する土地区画整理法第四十八条の規定に違反して住宅街区整備組合の残余財産を処分したとき。

五 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五条第一項又は第二項の規定による都府県知事の検査を妨げたとき。

六 第九十六条において準用する土地区画整理法第一百二十五第三項の規定による都府県知事の命令に違反したとき。

七 建設大臣、都府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

八 住宅街区整備組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第一百十九条 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、一円以下の過料に処する。

一 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第一百二十条 次の各号に掲げる場合においては、その行為をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、一円以下の過料に処する。

一 第四十五条第二項若しくは第四十八条第四項において準用する土地区画整理法第三十二条第一項の規定又は第四十五条第二項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第四項において準用する同法第三十二条第三項から第五項までの規定に違反したとき。

二 第五十五条において準用する土地区画整理法第二十八条第七項の規定に違反したとき。  
三 第七十七条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の規定に違反して簿書を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。  
四 第七十七条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

(施行期日)  
第一百二十一条 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第七項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。  
第一百二十二条 第四十一条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

(名称の使用制限に関する経過措置)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公有水面埋立法の一部改正)  
第三条 公有水面埋立法の一部を次のように改定する。  
第一条第三項中「又ハ新都市基盤整備法」を「新都市基盤整備法又ハ大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」に改める。  
第二十六条中「新都市基盤整備法第四十一条」の下に「及大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条」を加える。  
(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)  
第四条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改定する。



合における当該土地の共有持分の取得に対し

ては、不動産取得税を課すことができない。

5 道府県は、大都市地域における住宅地等の

供給の促進に関する特別措置法による住宅街

区整備事業の施行に伴う換地の取得若しくは

同法第八十三条において準用する土地区域調整

法第一百四条第六項の規定により施設住宅の

一部等を取得した場合若しくは大都市地域に

おける住宅地等の供給の促進に関する特別措

置法第九十条第二項の規定により施設住宅の

一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共

有持分を取得した場合（住宅街区整備事業を

施行する者及び住宅街区整備組合の参加組合

員以外の者が取得した場合に限る。）における

当該施設住宅の一部等若しくは施設住宅の一

部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有

持分の取得で政令で定めるもの又は同法第八

十一条において準用する土地区域調整法第一百

四条第九項の規定により保留地を取得した場

合における当該保留地の取得に対しては、不

動産取得税を課すことができない。

第七十三条の二十七の四の見出し中「市街地

再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、「した場合」の下に

「又は住宅街区整備組合」に改め、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い施設住宅の敷地を取得し、又は施設住宅を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該住宅街区整備組合の組合員（参加組合員を除く。）に当該不動産を譲渡したときは、当該住

宅街区整備組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に

係る納稅義務を免除するものとする。

附則第十二条の二第三項中「本項」の下に「及

び第五項」が、「相続人を含む。」の下に「第五

項並びに「を、地上階数をいう。」の下に「第五

項において同じ。」を加え、同条第六項中「附則

第十二条の二第五項」を「附則第十二条の二第

七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第

五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 道府県は、大都市地域における住宅地等の

供給の促進に関する特別措置法による住宅街

区整備事業の施行地区内において特定市街化

区域農地の所有者等であった者が、同法第八

十六条の規定により施設住宅の一部（附則第

十六条第二項に規定する中高層耐火建築物

（地上階数四以上を有するものに限る。）の一

部である貸家の用に供する政令で定めるもの

に限る。）を譲り受けた場合（政令で定める場

合における当該施設住宅の一部

を貸家の用に供したときにおける当該施設住

宅の一部の取得に対してその者に課する不動

産取得税については、当該取得が同法の施行

の日から昭和五十一年三月三十日までの間

に行われたときに限り、その者の当該施設住

宅の一部の取得に係る不動産取得税額（その

一部を貸家の用に供する住宅にあつては、貸

り減額するものとする。

6 第七十三条の二十五から第七十三条の二十

七までの規定は、前項に規定する施設住宅の

一部の取得に対する課する不動産取得税の税

額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動

産取得税に係る地方団体の徴収金の還付につ

いて準用する。この場合において、第七十三

条の二十五第一項中「土地」とあるのは「施

設住宅の一部」と、「前条第一項第一号」とあ

るのは「附則第十二条の二第五項」と、「同号」

とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」

とあるのは「施設住宅の一部」と、第七十三条

条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第

一項第一号」とあるのは「附則第十二条の二

第五項」と、第七十三条の二十七第一項中「土

地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「第七

十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附

則第十二条の二第五項」と、「同号」とあるの

は「同項」と読み替えるものとする。

附則第十九条の二第一項中「第四条第五項」

を「第四条第六項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第

二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三

十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「市街地開発事業」の下に「又

は大都市地域における住宅地等の供給の促進に

関する特別措置法（昭和四九年法律第

十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十三の次に次の一号を加え

る。

（建設省設置法の一部改正）

第十二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百

十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の十三の次に次の一号を加え

る。

（建設省設置法の一部改正）

第十四条 大都市地域における住宅地等の供

給の促進に関する特別措置法（昭和四十九

年法律第

四号）の施行に関する事務を

管理すること。

第四条第三項中「第四条第六項」を「第四条

第七項」に「前条第六号の六」を「前条第五号

の十四に規定する事務のうち宅地開発協議会に

関するもの、同条第六号の六」に改め、同条第

四項中「同条第五号の十三」の下に「及び第五

号の十四」を加える。

和四十九年法律第  
号)

（印紙税法の一部改正）

第十八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三

号）の一部を次のように改正する。

別表第二中社会福祉事業振興会の項の次に次

のように加える。

住宅街区整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に 関する特別措置法（昭和四十九年法律第 四号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に 関する特別措置法（昭和四十九年法律第 四号）

（法人税法の一部改正）	（登録免許税法の一部改正）
第七十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） の一部を次のように改正する。	第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三 号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）	（登録免許税法の一部改正）
第十七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） の一部を次のように改正する。	第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三 号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）	（登録免許税法の一部改正）
第七十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） の一部を次のように改正する。	第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三 号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）	（登録免許税法の一部改正）
第七十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） の一部を次のように改正する。	第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三 号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）	（登録免許税法の一部改正）
第七十三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） の一部を次のように改正する。	第十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三 号）の一部を次のように改正する。

かかわらず住宅地の供給が円滑に行われていない、実情にかんがみ、住宅市街地の計画的な開発に関する協議を行ったための宅地開発協議会の制度を設けるとともに、主として土地所有者等による市街化区域内の住宅適地の計画的かつ早急な開発又はこれと併せて居住環境の良好な住宅の供給を促進するため、都市計画に土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域を定めることができることとし、土地区画整理事業に関する特例を定め、並びに新たに住宅街区整備事業の制度を設ける等特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

かかわらず住宅地の供給が円滑に行われていない実情にかんがみ住宅市街地の計画的な開発に関する協議を行うための宅地開発協議会の制度を設けるとともに、主として土地所有者等による市街化区域内の住宅用地の計画的かつ早急な開発又はこれと併せて居住環境の良好な住宅の供給を促進するため、都市計画に土地区域整理促進区域及び住宅街区整備促進区域を定めることができることとし、土地区画整理事業に関する特例を定め、並びに新たに住宅街区整備事業の制度を設ける等特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次に、この法律案の要旨を御説明申上げます。  
第一に、国及び関係地方公共団体の責務として、  
大都市地域において新たに必要となる住宅地の供  
給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発  
する事業の実施その他必要な措置を講ずるよう  
つとめなければならぬこととしたしております。  
第二に、宅地開発協議会の制度を新設すること  
としております。これは、首都圏、近畿圏及び中  
部圏の各圈域ごとに、国の関係行政機関、関係都  
府県及び関係指定都市により組織し、住宅市街地  
を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議  
を行なうものであります。

第三に、土地区画整理事業促進区域の制度を新設することとしております。これは、大都市地域の市街化区域のうち一定の要件に該当する五ヘクタール以上の農地等の土地の区域について、都市計画に土地区画整理促進区域を定め、その区域内の土地所有者等による土地区画整理事業等の実施をはかり、区域指定後一年を経過してもその事業が実施されないとときは、市町村等が土地区画整理事業を施行するものであります。

しております。このような事態を根本的に解決するためには、大都市地域への人口集中を抑制し、極力地方への分散をはかるべきことは当然であります。また、同時に緊急な課題として、大都市地域において大量の住宅地の供給をはかり住宅の建設を促進する必要があります。

有者の意向に即して、施行地区の面積のおおむね三〇%をこえない範囲内で農地等の換地を一団の農地等として集合することができる」とするとともに、生産緑地法に基づく第二種生産緑地の指定の要請に関する規定を設けております。

第五に、住宅街区整備促進区域の制度を新設することとしてあります。この制度は、大都市地域の市街化区域のうち一定の要件に該当する一ヘクタール以上の農地等の土地の区域について都市計画に住宅街区整備促進区域を定め、まず、その区

域の土地所有者等による住宅地の整備と共同住宅の建設等を行なう住宅街区整備事業の実施をはかり、区域指定後二年を経過してもその事業が実施されないときは、市町村等が住宅街区整備事業を施行するものであります。

第六に、住宅街区整備事業につきましては、事業の施行者を個人施行者、住宅街区整備組合、市町村、都府県、地方住宅供給公社及び日本住宅公団とし、その事業計画、換地計画の決定、施設住宅区、既存住宅区、集合農地区の設定等に関する規定を設けております。この場合、施設住宅区、すなわち共同住宅を建設する地区につきましては、いわゆる立体換地を行ない、従前の宅地にかえて本事業によって整備される新しい共同住宅の一部とその敷地の共有持ち分を与えることができるなどといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決いただきたいと存じます。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

○木村委員長 以上で提案理由の説明聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福岡義登君。

○福岡委員長 次に、内閣提出、参議院送付、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

えて本事業によって整備される新しい共同住宅の一部とその敷地の共有持ち分を与えることができる」といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります  
が、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決  
いただきますようお願い申し上げます。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕

○木村委員長 以上で提案理由の説明聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○木村委員長 次に、内閣提出、参議院送付、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

○福岡委員　ただいま議題になりました日本道路公団法の一部を改正する法律案の中身につきましては、一つは事業内容の変更、ターミナルあるいは貨物保管施設をやれるようになります。第二番目には、第三セクター、これは公団が出資することができるようになります。三番目は監事の権限強化など、四番目に余裕金の運用。こういうような四つの内容になつておると思うのであります。これららの改正は必要であるというふうに私も認識します。福岡義登君。

て質問したいと思います。

まず第一にお伺いしたいと思いまますのは、総合交通体系についてであります。建設省は四十六年九月に総合交通政策を出しておられるのであります。しかし、その後、経済情勢なり社会情勢が大きく変わってきておると思われるわけであります。したがって、総合交通政策につきましても再検討される必要があるよう思うのであります。その辺どういうようにお考えになつておるか、まずお伺いたいと思います。

○鶴岡国務大臣 御指摘のとおり、政府におきましても、経済社会基本計画等の見直しということですでに取り組んでおる次第でございます。昨年來のエネルギー、石油資源等に関する問題等の実態を踏まえましたとき、やはり総合交通体系等につきましても見直しの時期が来ているのではないかというふうに考えるわけでござります。したがいまして、経済社会基本計画等の推移とにみ合わせまして対処していくかといふ気持ちでおる次第でござります。

○福岡国務大臣 大体いつごろをめどにそれらの作業は終わるのか、現在どういう段階にあるのか、わかれれば御説明いただきたい。

○亀岡国務大臣 経済企画庁のほうでいろいろ検討を進めておる次第でございますが、五十一年度からの実施目標ということで準備が進んでおるのではないかと考えておるわけでござります。

○福岡委員 五十一年実施を目指に作業をしておるということの御説明でありますか、そうしますと、現在の第七次道路整備五カ年計画もこれに合わせて再検討されるものと解釈していいかどうか。

○菊池政府委員 現在の第七次道路整備五カ年計画は五十二年度までの計画でござります。したがいまして、いまの経済社会基本計画の見直しといふようなものが五十二年になりますと、それに合わせて直すか直さないかという問題がそのときに出てくるわけでございます。ただ、私ども特に燃

合交通体系の問題で一番重要なと思っておりますのは、将来の自動車の交通の輸送の見通しでござります。これは、経済計画が変われば物の動きといふものが当然影響してまいりますので、あるいはふえ、あるいはへこむというようなこともあると思います。そうした場合に、他の交通機関との関連におきまして道路輸送がどれだけを受け持つべきかということになつて、それがまた五ヵ年計画にはね返ってくるものと思ひます。ただいまの五

明をいただきたいと思います。

○菊池政府委員 たいへん消極的な考へてはなし  
かというお話をござります。実は私ども、これ  
は五ヵ年計画の一番基本になります社会経済の基  
本計画でございますので、それが変わらなければ  
当然私どものほうはそれにのつとつて変わってい  
かなければいけないと思ひます。原則はそうだと

か年計画が五十二年に終わるということになりりますと、その経済計画の見通しの終わった時期と合わせてやられるのか、これはその計画のできたあたり早い終わりのほうから近くございますので、それから直すのか、あるいはまたそこで新しい計画に切りかかるか、そこはまだ先のことでよくわかりませんけれども、もし早急に見直さなければならないということがあれば、当然私どものほうも変えなければいけないと思いますし、また、それまでに年度の事業の執行が、たとえば四十九年度につきましても四十八年度とほぼ同額というふうとでございますので、そういうようした点の調整によってやられるのか、これはその計画のできたあたりのを見て判断させていただきたいと思っております

○福岡委員 総合交通体系の問題につきましては、また機会をあらためまして私どもの意見も述べたいと思うのだが、きょうここでは、特に建設業者に対するタイミング的にそこら辺が切りかえられるかどうかというような点があつたので、ちょっと消極的な答弁を申し上げたわけありますけれども、これは当然それなりに合わせなければいけない問題でござりますので、もし変われば、その作業の途中に当然私どものほうもそれに参画し、また内容も私どもも把握しながらその作業が経済企画庁において進んでまいりたいので、それに合わせていくようにしなければならないと思います。

○福岡委員 少し積極性が足りないような気がするのですが、五十一年から実施を目標に経済企画庁が作業をしておるとおっしゃいますが、第七次道路整備五カ年計画は四十八年から五十二年までである。そうしますと、四十八、四十九、五十年と三ヵ年経過するわけであります。残るのが二ヵ年あるわけですね。そうしますと、いまおっしゃいました總需要抑制との関係などもありまして、おそらく三年を終了した時点で当初の計画よりも相当事業の進行というものは狂つておると推定できるわけであります。同時にまた、経済社会情勢がこんなに変わってきておるのだから、経済企画庁がどういう結論を出すにいたしましても、道路サイドの建設省がそういう角度からある程度積極的な作業を進められる必要があるのではないか。経済企画庁が出す結論を見てそのときに考えるところです。

省に対しまして積極的な取り組みを要請しておきたいと思うのであります。特に自動車公害の問題、あるいはまた鉄道その他の輸送機関と自動車輸送との関係、あるいは資源と自動車の関係、あるいはまた運転手などと自動車の関係というような、いろいろな問題點があるわけでありますし、積極的に建設省として総合交通体系に対して取り組まれることをこの機会に強く要請をしておきたいと思うのであります。

それから次の問題であります、高速自動車国道の進捗状況。七千六百キロの計画がいまあるわけでありますけれどもその進捗状況というのはどういう状態になつておるのか。供用開始になつておるもの、あるいは現在工事中のもの、そういういろいろな内容があると思うのでありますが、どういう進捗状況になつておりますか。

千七百キロある、その内訳が供用開始しておるのが千二百キロで、三千六百キロが整備計画あるいは工事中である、こういうふうに理解していくわけですね。そうしますと、六千七百キロが基本計画以下整備計画になつておるわけですから、あとこの九百キロは一体どういう状態にあるわけですか。

○菊池政府委員 基本計画につきましては、これは将来その地域あるいは全体の計画の一番基本になると思ひますので、なるべく基本計画は早く出したいという考え方で進めておりました。ただ、残ります九百キロにつきましては、地形的に、あるいは地質的に、あるいは非常にむずかしい長大トンネルといふようなものがあつたり、そういうふうなことで、調査がそこの基本計画を出すまでにまだ至りませんので、おくれて いるというところがござります。

うかという問題もからんでまいりますけれども、年数的には一、二年の間には基本計画はほぼ出したいというふうに考えております。

○福岡委員 一、二年ということになりますと、十九年、五十年、こういうことになるわけです。そこで、先ほどの話にちょっと戻るのですが、五十一年度実施を目標にいま経済企画庁などで、合交通体系について検討中である。一方、七千百キロのほうは、いまの御説明でいきますと、十年度末までには大体基本計画に入るというになるわけですね。そうすると、この高速自動車道路に関する限り、経済企画庁がどういら見直をしたといたしましても、これは既定の方針として七千六百キロやつてしまふのだということになるわけですね。したがって、総合交通体系を見直すといいましても、高速自動車道路に関する限り七千六百キロ以下になることはまず考えられ

にいたしております。この整備計画が現在約四千八百キロほど出ております。これは全体の六〇%をこえるぐらいの比率にならうかと思います。その四千八百キロの整備計画のうち千二百キロはもうすでに供用しております。残りの三千六百キロをぐらいいが、工事中、用地買収中のものもひっくるめて施行命令の出ている工事中というふうになつておるわけでございます。また東北縦貫道はじめ四十九年度では大体五百キロぐらいが供用できるのではないかと思っております。

○福岡委員　いまの御説明はこういうふうに理解してもいいですか。七千六百キロの構想がある、そのうち基本計画以下に具体化しておるもののが六

それからもう一つは、できるだけ基本計画を進めていたいと思いましても、やはり全体の工事が進まないのが、結構あります。あいに合わせまして、あまり工事が進まないのに、基本計画ばかり全部出してしまってのものが、なかなかそういうようなことで若干おくれたところもござりますけれども、ほんとどがいろいろな比較線の問題等による作業が進まずに残つておるというのが、実態で、なるべく早い機会に基本計画は出してまいりたいと考えております。

い。ふえる場合のみですね。七千六百キロを八千キロにするか、あるいは一万キロにするかという場合にだけ変更というものが考えられるのかどうか。話の順序はそうなるわけですね。そういうことになるわけですか。

○菊池政府委員 私どもは七千六百キロを昭和六十一年の時点までには終わりたいという考え方でいました。現在の経済社会基本計画におきましては、昭和六十一年には一万キロにすべきであるというようなことが内容に載つております。そういたしますと、七千六百キロにつきましては六十年より少し早く終りませんと、その追加の分も入れて六十年ということになりますと、おそらく五十八年か九年には七千六百キロは終わらなければならないだと思います。そう

いたしまして、いま高速道路をつくります場合に、大体整備計画が出ましてからでき上がるまでに七年ほど要しております。それで基本計画を出してから整備計画を出すまでにおおむね二年あるいは三年ぐらいかかるているのもございます。そういうたしますと、昭和六十一年時点までにそれだけ全部やり上げますには、やはり十年前ぐらいには基本計画も出さなければならぬ、逆算するとそういうふうなわけでござります。したがいまして、ただいまの経済社会基本計画におきましては、将来一万キロといふことを頭に置きつづいまの五ヵ年計画が組まれておるわけでござります。ただ、それの見直しが出ますと、これはまたその見直しの結果によつて変わることがあるとすれば、それに合わせなければならぬと思ひますけれども、現在のところはそういうようなベースで高速道路の建設を進めておるところでございます。

○福岡委員 そこが問題だと思うのです。七千六百キロは最低の線としてやる。見直しがあるとすればプラスになる部分である。いつか国総法の審議だったかと思いますが、たとえば産業計画懇談会の貨物の将来の見通しと経済社会基本計画における見通しと大きく狂つておる、その辺はどうかという質問を私したこともあるのですが、個々の

議論はきょうはできませんけれども、将来の見通しというものは相当大きくなる、あるいは変えざるを得ない要素があることだけは間違いないと思うのです。それらを明らかにしないで、最低七千六百キロはやるのだ、見直しはプラス部分だけであるということでは少し問題があるようだと思つています。きょうここでやりとりをしてもしかたがないことなんですが、そういうことですから、早急に建設省としては、幸いというか、あと九百キロも基本計画に入つてない地域があるし、全体的な見通しというものを早くつけさせていただきたいというふうに強く要請しておきたいと思うのであります。

そこで、七千六百キロの是非論はそういうことにするのであります。七千六百キロができる場合にいわれておりますのは、インター・エンジの数は五百カ所くらいになる。その中でいわゆる関連施設をやろうとされておるのが六十カ所とかなんとかいわれておるのであります。その辺はどういうような計画になつておりますか。

○菊池政府委員 ただいまの先生のお話のとおりでござります。七千六百キロをきましたときにはインター・エンジが大体五百カ所くらいになるであろう。そのうち特にトラックターミナルあるいはトレーラーヤードというような関連施設をつく必要があるふうに思われます場所が約六十カ所ござります。これはいまの五百カ所のインター・エンジの中でも関連施設が必要であるといふ一つの基準をつくております。その基準に合うものが大体六十カ所くらいござります。それはいまの五百カ所のインター・エンジと申しますのは、たとえば二十五万人以上と

に中継地点が必要でございます。そこで荷物を取扱うための荷物交換する所であります。そういうような中継地点は、地形的にどの地点、どの地点にあるか、あるいはこれが四人なりの合意部屋にありますと約六十カ所になるということをございます。

○福岡委員 六十カ所の関連施設の内容です。政令で定めるということになつておるのであります

が、トラックターミナルというのははつきりわかる。あるいはトレーラーの基地といふようなものもわかるのですが、具体的に考えられておる政令で定める関連施設の種別、これはどういふものがありますか。

○菊池政府委員 政令でいま定める施設としては、トラックターミナル、トレーラーヤードといふ、先ほど先生のおっしゃしたものでござります。それから貨物等の保管施設、あるいはそれにまた付帯いたしまして、たとえば仮眠するための施設、あるいは食堂、それからあと駐車場といふような付帶的な施設をこれに考えたいと思っております。

○福岡委員 その中で仮眠施設なんですかけれども、トラックの運転手の疲労度が非常に高い。また勤務形態その他にも問題があるのであります。運転者の休養施設、仮眠施設ですね。これは具体的に私も調査に行つたことはないのですが、聞くところによると、どうも現状非常に粗末な不十分なものであるというふうに聞いておるのですが、今度考えられておる仮眠施設は具体的に近代的なものを考えられておるか。どういうような内容、構想でおられるのか。

○菊池政府委員 いままでは、高速道路の場合の休憩、休養施設というものは、無料休憩所とかそういう施設だけでございます。宿泊するというふうな施設は現在まだつくつておりません。今度つくりますのは、たとえば日本自動車ターミナル等で、板橋のほうでも、あるいは平和島のところにもございますけれども、そこにあらうな休

憩あるいは宿泊施設というのは、何か一つの部屋にベッドが四つ入った畳だな式の部屋でございませんけれども、そういうようなやり方の宿泊施設にしようか、あるいはこれが四人なりの合意部屋になると、なかなか運転手さん方できらうので、やはり一人にしなければいかぬのかとか、いろいろ考へ方がございますので、ただいま検討しておるわけでございますが、そういう休憩施設、それに伴つたふろとかあるいは食堂といふものを考えております。

それから先ほど、もう一つこの関連施設で言ひますと、忘れましたけれども、給油所、これは当然つくる必要があります。そこでもぜひお願いしておきたいのは、冷暖房はもちろんであります。これは国鉄の乗務員宿泊所は相当設備が進んでおるようになりますが、運転事故対策という面からも、運転者の休養施設あるいは宿泊施設につきましては、ぜひ特段の配慮をしていただきたいと思いますが、どうでしようか。

○菊池政府委員 私どもこのターミナルの必要であるという理由の中に、運転手があまり長い距離の車の運転をしなくて済むように、そしてそこでお互いに車を取りかえてそのまま出発地へ戻れるというようなこと。あるいはどうしてもやむを得ない場合には宿泊するわけありますけれども、そういうときに、ゆっくり休養できる場があつて、それが高速道路の走行の安全につながつていくと

いうことが非常に大きな目的の一つでもございまますので、できるだけそういう施設には十分な配慮を払いたいと思います。

ただその場合に、やはりそういう施設をつくりますと、これは無料で泊めるというわけにはなかなかいかないと思います。そうすると当然有料になりますが、そうなると有料の料金との関連が出てまいります。あまり高くしても利用されないと

いうようなこともありますので、そういう点を十分考慮しながら、できるだけ安く、そして使いやすいものをつくっていかなければならぬだらうというふうに考えております。

○福岡委員 趣旨は大体わかりましたが、安からう悪からうというのじや、これはちょっと困るのですね。いいけれども料金が安いということにする。それは原価計算をすれば少し赤になる場合があつても、全体的なフレームの中で処理できないこともないと思いますし、ぜひ善処をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思いま

す。

次は、道路公団直営でやることもできる、あるいは第三セクターにやらせることもできる、こうなるのですが、私どもは直営でやるほうが原則でなければならない。例外的に第三セクターなどにやらせる場合があるとしましても、原則的には直営というふうに考えるわけなんですが、第三セクターのメリットといいますか、今回特にこういう提案をされておる理由ですね。どういうところにあるのでしようか。

○菊池政府委員 原則はやはり日本道路公団が必ずから行なうべきであると考えております。ただ日本道路公団は、いま高速道路の建設もどんどん延びておりますし、また管理業務も年々ふえてまいりますので、なかなかターミナルまで管理するだけの十分な余裕がないということでござります。したがつて、用地等につきましては、これはもうインターインジを手当でとするときから計画的に一緒に買うということと、そこまでは公団の職務としてやりますけれども、それ以上はなかなか余裕がございませんので、第三セクターといふものをつくりましてそれをやつていただきたい。またその第三セクターをやります場合には、これは当然公団が出資してやりますので、建設時期あるいは供用時期といふものも一体でできますし、それから高速道路が延びていくのに合わせた計画的なターミナルの整備ができるということから、野方國に民間ベースではなくて、公団が出資をしそれ

をコントロールしながら、しかも民間のエネルギーを吸収して、また民間のエネルギーも出ますので、地場産業ともマッチされたものができますね。いなければ監督もできる。それは原価計算をすれば少し赤になる場合があつても、全体的なフレームの中で処理できないことをもう一度思いましたし、ぜひ善処をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思いま

す。

○福岡委員 六十カ所ぐらいになるとおっしゃいましたね。このうち直営で考えられておるもののがどうのぐらいになるのですか。

○菊池政府委員 六十カ所というのは、高速道路のターミナルの必要な場所が六十カ所あるということとございます。そのうち特に東京周辺あるいは大阪周辺におきましては、すでにターミナル法に基づきまして、たとえば日本自動車ターミナルあるいは大阪都市開発というようなものができますが、第三セクターなどにやらせる場合があるとしましても、これはそのまま道路公団が直接やられましたね。このうちの四十カ所でござります。

それで、四十四カ所のうち直営でやるのがどのくらいあるかという御質問でござりますけれども、ただいま申し上げましたような理由で、道路公団ではまだ直接やるだけの余裕がいまございませんので、なかなかターミナルまで管理するだけの十分な余裕がないということでござります。したがつて、用地等につきましては、これはそのまま道路公団が取得いたします。したがいまして、道路公団が土地も取得し、そして上のターミナルもやるのが本来でありますけれども、いま申し上げましたように、なかなかそこまで手が回り切らない、ということから上物の管理を第三セクターにやらせるということで、土地そのものは道路公団の事業として用地を取得いたしますので、全部まるきり第三セクターにやらせていくことではないといふふうに私ども考えております。

○福岡委員 将来その用地は第三セクターに払い下げる予定があるというような御答弁を参議院で局長はされたよう聞いておるのですが、その真偽のほどを明らかにしていただきたい。

○菊池政府委員 参議院の席で、将来何年か先に、会社のはうの経営もよくなりそれだけの余裕がでてきてたら払い下げるということもあり得るといふことを確かに申しました。そこで実は御質問の中、先生から、十年先のことの大体おまえが言ふのはおかしい、それは行き過ぎであるといふことでおこられまして、私もその場で、これはどうかに事情はわかるのです。いまは、七千六百キロ

になるか幾らになるかは別として、道路建設が中

心になつておる。そちらのほうに手をとられました。それで、そのほかの業務には手が回りかねる、つまり

○福岡委員 この用地は将来第三セクターに払い下げるというようなことをやるべきでないという

三セクターでやるのだということで、それはすぐ訂正いたしました。

○福岡委員 この用地は将来第三セクターに払い下げるというふうに考えてあります。いまの局長の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

買つて道路公団がやるものである、上の経営を第三セクターでやることで、それはすぐ

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

1

○福岡委員 資金問題は別にいたしまして、民間がこの種の業務をやれば能率的にやられて、道筋で公団直営では能率的でない、自信がないというよういまでの御説明は聞こえたのですが、どうですか。

すと、建設なしの道路の管理といふいわば公共的な運営と若干違いまして、民間の会社経営のはうが具体的にうまくいくという、そういう業務の実態の若干の相違点を考えまして、いわゆる第三セクターのほうが適当か、こう考えたわけあります。

○前田参考人 私、申し上げましたのは、道路の管理といふ業務は、道路の建設が終わりますとむしろ最も重要な前面に出る業務でございまして、これは道路公団が責任を持って管理をしていくつもりでございます。ただ、現在考えておりますところのトラックターミナルの仕事は、従来からわれわれが経験を持つておる道路の管理の仕事とは若干違いまして、トラックの運営なりあるいは運転手に対する休養サービスの提供など、民間の業務によく似ており、その経験を生かした運営のほうがよからう、こう考えておるわけでござります。

○福岡委員 少し認識が違うと思うのですが、道路建設が済めば、いまの総裁のお話によりますと、道路の維持管理が道路公団の仕事であって、あと民間その他にやつてもらえばいい、こういうお話をなんですね。それからトラックターミナルなどはやはり公共性があると思うのです。いわゆる民間の株式会社などにゆだねるところが十六カ所、あ

四五六

と四十四ヵ所が第三セクターというのですが、これは高速自動車道路の機能を十分に發揮させるという意味なども含めまして、将来やはり道路公団が道路の維持管理とあわせてこの種の業務は所管するほうがぼくは正当だと思うのです。ところが道路公団総裁が、いやそんなものは民間がやるべき仕事だ、うちは維持管理だけでいいのだと言わることはちょっと理解できないのですが、重ねてお伺いしたいと思います。あくまでも道路公団の将来の業務というものは道路の維持管理だけであるらしい、関連する諸業務については第三セクターなり民間にやらせればいい、こういう御見解なのかどうか。もしそうであるとすれば、私どもは道路公団の将来についてもう少し考え方を改めていかなければならぬという気もするのですが、いかがですか。

○前田参考人 私、申し上げましたのは、現在の業務の運営なりあるいはトラックターミナルの事業の実際を考えまして、目下のところは、用地取得等の仕事は道路公団が担当し、トラックターミ

ナル事業のトラックの出し入れ、あるいは運転手の休養その他の施設の管理運営は民間企業のはうが適当だらう、そう考えておりまして、先のことにつきましては、いま先生御指摘の御意見等も十分検討、研究いたしまして、要するに最も適切な

運営 利用者にサービスがうまくできるというのにはどういうところが一番いいかという点と同時に、半分公共的な性質を持っておりますので、民間の機能的な運営なり、あるいはそれと合わせた公共的なサービスという両方を兼ね合わせた運営は何が一番いいかということを考えながらやつていくのが当然かと考えております。

○福岡委員 総務は少し謙虚にものとおもなきうでおどされると、私は善意で理解しておるのでですが、しかし本心からおつしやつておるとすれば、ちょっとこれは問題があるようと思うのです。せつかかいま總裁の御説明でござりますが、四十四カ所すべて第三セクターにゆだねると、こういうわけであります。そうすると、将来考へるといつたって、

一たんつくった第三セクターをつぶして、その部分を道路公団が引き受けますといわけにもいかない。だから私は、現状も踏まえながら、あるいは将来のこととも展望しながら考えるときに、四十四カ所全部を七ブロックに分けて第三セクターにすべてやらせるということではなくて、相当部分を道路公団直轄でおやりになるということがこの際必要なのではないか。原則的には全部道路公団直営だというのが私の持論なんですが、現状いろいろお話しがあることを考えますと、そうもいかなければ、道路公団総裁としては、部分的にでも将来との関連において直営でやらしてもらいたいとおっしゃるのが筋のよう思うのですが、いかがですか。

して将来のことと展望された適切な御意見を拝聴しまして、道路局ともよく相談いたしまして、とりあえずは先ほど申し上げましたような第三セクターに二ヵ所出発させますけれども、将来につきましては十分御意見を尊重しながらさらに研究い

○福岡委員 建設大臣どう考えられますか。  
○鶴岡国務大臣 道路公团が七千六百キロ、やがては一万キロという考え方もあるわけでございま  
と存します。

して、それらの建設を終わる時期がいつかは来るわけであります。そうしたあとにおける公団のことを考えました際、先ほど総裁から申し上げたように、維持管理という部門が非常に重要な要素となることは当然でございます。そういうときを考えた際に、やはり直轄経営ということを原則にしておいたほうがいい気がいたすわけであります。

す。したがいまして、これらとの問題は道路公園としては、今度法案が通りますと初めて試みる問題でござりますので、その体験やいろいろな方々の御意見等も十分しんしゃくをいたしまして、そうちして、直営の部門をどの程度、実施するとそれほどういうふうにやるべきかというようなこともやはり検討いたしまして、きめてもおそくはないの

○福岡委員 どうですか、もうちょっと議論を進

めまして、さつきの菊池局長の御説明では、四十四カ所七ブロックで全部第三セクターと、こちら臣なり総裁からお答えになつたことを実施する余地はないわけです。だから、せめて七ブロックのうち一ブロックぐらいは道路公団直轄でやらせるという方向で方向転換、軌道修正をしてもらわなければ具体化しないわけです。その点どうですか。  
○菊池政府委員 私は道路公団の現在の体制からすると非常にむずかしいことを申し上げたわけですが、ごぞいます。実は、いま道路公団がこれだけの建設と、それから現在供用開始しておる千二百キロ、これが間もなく五百キロふえますけれども、そういうものの管理に相当な人数がおります。現在の六千人くらいのはずでございます。ところが、全部で七千六百キロがもしできますと、管理が主体の業務になるわけですが、一体管理にどのくらいの人間を要するのだろうと、うようなことを一つの試算をしてみますと、キロ当たりあるのは一人、あるいは一人よりも少し多いのじやないかといふような考え方も出てまいります。それを一つの試算をしてみると、七千人あるいは一万人くらいが、全部で七千六百キロがもしできますと、一千人ほどいる計算になります。そこには、建設の技術と事務との差はござりますけれども、いまの人間が全部そちらに移りかわつても、人數的には、管理という安全性のことから見ますと、やはりそのぐらいの人がもし要るとすれば、これは建設の技術と事務との差はござりますけれども、ちょっと私は疑問ではないかと思いますので、生きのつしやいますように、本来が全部公団であるというのがたてまえでありますけれども、や

を得ずこれは第三セクターにというような考え方で、かざる専門家のではなかと思ひます。

○福岡委員 そうすると、結局のところは、たて

まえとしては公団直営だ、しかし実体的には全部

第三セクターたどりきことかくせんじゆれすね。そうすると、亀岡大臣あるいは前田総裁の

お話をうながすことは、口では言われるけれども実

際にはないということなんですね。私が言つてゐるのは、七ブロックのうちの一ブロックぐらいは

当初からひとつやるべきではないか。将来第三セ

クターがいいのだ。あるいはそなざるを得ない」というふうなら、それを第三セクターに移行すること

とだって不可能ではないと思うけれども、最初か

らもう第三セクターに移管しておれば、途中から六日五宮で明るくなるなどと、うのはちょっとね

公団直営は城りが来るかと心配するが、どうも安心していい。なぜなら、城りが来るまでは、必ずしもなるのではないか。執拗なようですがこれ

とも、七ブロックのうちの一ブロックぐらいは道

路公邸直當でやらせるということを考へられたいのかどうか。どうでしようか。

○亀岡國務大臣 先ほど申し上げましたように、

十分御意見を尊重して検討をいたしてみたいと考  
えるつでござります。

○福岡委員 ぜひそういう方向にやっていただき

たいことを要望しまして、次に総裁にちよつとお

伺いしてみたいのですが、現在の道路の維持管理あるいは道路供用の業務などいろいろあるわけですか。

すね。いわゆる道路建設は除きまして、その他の

業務で直営でやつておられるものと部外に委託をされておるものといろいろあると思うのですが、

どういう状態になつておるでしようか。

○前田参考人 道路公団の道路の維持管理と申しますと、やはりまず有料道路でござりますか。

ら料金の徵収という問題。それから、道路はやは

り絶えず見回つておりまして、何らかの損傷があ  
れば直ちにこれを補修すると、ハウ・わゆる維持補

れり直せば、これを機会に、一層の整備を進めて、より安全な道路環境を実現するための取り組みが求められる。また、この問題は、今後も長期的に継続して修復の問題。あるいは道路は常に清掃と申しますか、

ことに高速道路はいつも路面をきれいにしておりませんと災害を招くおそれがあります。そういう場合のいわゆる清掃問題。それから事故があつ

第一類第十二號 建設委員會議錄第十七號

昭和四十九年五月十五日

た場合に、あるいはあり得るおそれのあるような事態がないかどうかということをいわゆるパートナーとする、見て回る。こういうような仕事が維持管理のおもなものでございます。そのうちのお客様との申しますか、かなめになるものは道路公団自身でやつておりますが、実務的な業務につきましては、民間の会社に適当なものがあればそこにお願いする、いわゆる委託ということです。おまけまして、たとえば料金徴収業務等につきましては、一部道路公団が直営で全部徴収しておりますが、ところもござりますけれども、また東名・高速のように、各営業所と申しまして、資金の管理、全体の監督等につきましては道路公団の職員がやっておりますけれども、具体的な徴収業務、いわゆる切符を渡して料金を取るという単純な仕事につきましては、民間の料金徴収を行なう会社にお願いしております。同じようく清掃等につきましては、これは民間の会社で適当なものに願いしておる、こういうのがこうで進めております。

○福岡委員 公益法人施設協会、これなどにつきまして詳細にお尋ねしたい点もあるのですが、時間もございませんから、それはまたの機会に譲る監督の立場におられる建設大臣としましても、もう一べん整理点検といいますか、再検討を加えていただかなければならぬ問題があるよう私は思ひます。きょう一々それにつきましては申し上げませんが、総合的にそういう問題の提起だけきょうはさしていただきたいと思ひます。ぜひ善処していただきたい、こう思います。

それから最後にもう一つだけお伺いしたいのは、余裕金の運用ですね。これを少し利回りがいい方向に、それで運用益をと、こういう趣旨なんだと思いますが、余裕金というのは大体どのぐらい考えられておるのか。また今度法の改正をすることによりまして、その運用益というものはどのぐらいい見込まれておるのか。その辺の御説明を承りたい。

○菊池政府委員 最初の御質問は余裕金は大体どのぐらいあるのかということをございます。実は公団が事業をやってまいります際に、現場の支払があるのはそういう支払いというのでどうしても必要な経費というものが、準備金が二十三億円ほど必要であるということになつております。ところがあるが、実際にお金の受け入れと支出が若干狂つてしまります。たとえば出資金が入る時期と支払いの時期が、大体合わせますけれども若干のズレはどうしてもやむを得ないということです。月の平均の残高が大体七十億から八十億ぐらいあるというふうになつております。そういたしますと、その差額が余裕金ということになるわけでございますが、その余裕金を、現在のように、国債あるいは銀行預金、郵便預金というようなものから、たとえば

電電債というような、そういう有価証券に切りかえますとのぐらし差が出るのかという御質問でございますが、大体二億円近くがその差額にならうかと思います。ただ、いま公団がその残高を持ておりますけれども、その余裕金で長期国債あるいは短期国債等を買っておりますけれども、それの持っている期間というのは、短期国債ですと十日くらい、長期国債で二十日くらいということでおざいますので、その間の金利の差ということになるわけでございます。

○福岡委員 以上で私の質問を終わるのであります。冒頭申し上げました四項目の改正につきましては、その主張を認めておるわけでございますけれども、なお、運用面などにつきまして万全を期していただきたいということを希望いたしますて、私の質問を終わりたいと思います。

○木村委員長 中村茂君。

○中村(茂)委員 中村でございます。統いて、高速自動車道路の中、特に国道部門と総合交通政策の中に於けるその役割について、特に貨物輸送を中心にして明らかにしていただきたいというふうに思います。

○亀岡国務大臣 先ほども福岡委員に答弁申し上げたとおりでございまして、昭和四十六年の総合交通対策閣僚協議会において総合交通の方向が決定をいたしております。それをもとにとして経済社会基本計画もでき、それにのつゝて道路五ヵ年計画も実はつくられておるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、エネルギー問題等を契機といたしまして、いろんな面で影響があるわけでございます。経済企画庁のほうにおきましても、経済社会基本計画の見直しという作業が検討が開始されておるわけでございますので、建設省といったとしても、これに並行いたしまして見直しをしなければなるまいということでお準備を進めておることでございます。

と同時に、この総合交通体系の中で高速道路の地位はどうかということになりますと、全国のどういう地点からも高速道路には二時間くらいで出

てこれるという網を張りめぐらして、国土の均衡発展ある發展を期するための一つの骨格にしていきたまといふのが基本でござりますと同時に、また貨物輸送等につきまして、國鉄は長距離、貨物輸送は都市間の中距離、しかも生鮮食料品でありますとか、野菜類でござりますとか、魚類でござりますとか、そういうものを中心にした、國鉄と比べて比較的小口のものを中心にし、都市から都市、家庭から家庭へという部門を担当するということでありましてもその趣旨は変えないでやつていきたま、こういう考えでおる次第でござります。

すと、国鉄、民鉄、道路部門、内航海運、この四つに区分して、総輸送量を一〇〇としてそれぞれの分担率は、国鉄の場合には昭和三十年度は一九・五%，十七年たった四十七年度には三・二%になつてゐる。民鉄の場合には、三十四年度四%，四十七年度が一%、それから道路の場合には、三十年度には六九・三%が四十七年度には九二・二%、内航海運の場合には七・二%が五・六%。この数字は間違いありません。

○菊池政府委員　ただいまお話をとおり、自動車によります輸送が、昭和三十三年のときと比べま

して非常に大きくなび出して、現在は、トンキロでまいりますと若干数字が違いますけれども、輸送トン数におきましてはおそらく九〇%を占めるというのは、そのとおりでござります。

○中村（茂委員）先ほどの総合交通対策で、長距離は国鉄、道路等も長距離はありますけれども、短距離の民鉄、こういうことで、総合交通対策の中から特に貨物輸送の面を見ますと、先ほど申上げましたように、国鉄の場合に三十年度には輸送量の一九・五%という数字であったのが七年度には三%だ。道路の場合には六九%。これは七〇%に置きかえてもいいわけですから、それが九二・二%。九二・二%という数字は、貨

物輸送はほとんど道路によつてなされてゐる。こういうふうに言つても過言ではないと思うのです。それに関連してこの高速自動車国道、これがそれぞれ計画なされてゐるわけであります。ですから、総合交通対策の面から見していくと、貨物の道路輸送というものにあまり片寄り過ぎているのではないか。もっと全体的な総合対策の面から、少なくとも三十年度には六九・三%、七〇%であつたわけでありますから、これは長距離輸送とあわせてこの輸送体系、特に貨物を中心とした輸送量の分担率、こういうものを将来にわたってどういうふうに考へていいのか、その点を明らかにしていただきたいといふに思います。

○菊池政府委員　ただいまの輸送のトン数でまいりますと、たとえば御承知のようにトラックで一トン積んで一キロ走つても一トンキロでござります。ところがもしこれが一トン積んで百キロ走りますと百トンキロになるわけでございます。したがつて、いまのトン数だけでまいりますと実は九〇%という非常に大きなシェアになりますけれども、輸送距離が短い。あるいは鉄道で来てその端末輸送を自動車がやつた場合に、それがまた自動車の輸送量に入つてしまりますので、トン数だけでも想定しておるのでありますけれども、自動車のシェアが四三%でございます。そこで、その距離の要素を掛けましたトンキロという考え方でもしまりますと、実はこれは今度の経済社会基本計画の中でも想定しておるのでありますけれども、自動車のシェアが四三%でございます。それに對して鉄道のシェアが一九%でござります。これは四十六年度でございます。それからそれが、一応経済社会基本計画の五カ年たしました昭和五十二年度におきましては、自動車のシェアは四四%とほぼ横ばいであろう。それから鉄道の場合が一四%と減りまして、海運が四十六年度に三八%の構成と見られておつたものが四二%になると考へるということです。鐵道、海運合わせて大体同じぐらいというような考え方でおるようでござします。

は建設省単独でやっておりますので、必ずしも経済社会基本計画のようオーソライズされたものではございませんけれども、それでまいりますと、昭和六十年時点では自動車の受け持つシェアは三三%ぐらいになるのではないだろうか。そしてそれが鉄道と、主として海運というほうへ今後伸びが回っていくのではないかというような想定をいたしております。

○中村（茂）委員 特にトンキロの計算でいま言われたわけでありますけれども、いずれにしても、国鉄輸送と道路輸送で比較してみた場合に、国鉄輸送の場合には一挙に大量輸送できるわけですよ。それから道路の場合には、最近大型になってきたというふうにいつても、一台の輸送量といふものについては国鉄の比ではありません。それがこういうふうに道路に依存する貨物輸送のシェアはもうともっと力を入れて、道路を通じての貨物輸送という面についてはペーセンテージにおいて減少させていくといふか、もっと近い距離にてなされるような総合的な対策を立てていく必要があるというふうに私は思うわけであります。

そこで、もう少しその内容を明らかにしていただくために質問したいと思うわけでありますが、この道路輸送の中で、高速自動車道路の特に貨物輸送を通しての占める割合、これについてひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○菊池政府委員 自動車輸送につきましての高速道路とそのほかの道路との分担でございますけれども、これは四十六年度のことで申し上げますと、これもトンキロで申し上げたいと思いますが、総輸送量の三千三百億トンキロというものに対しまして、全道路が千四百二十七億トンキロ、残りが鉄道と海運でございます。その道路の千四百二十七億トンキロのうち高速道路でやっておりますのが三十七億トンキロということをございますので、

これは高速道路の延長がまだ短いのでありますて、その延長との関連でございますので、高速道路の延長がどんどんふえればこの数字はふえてまいりだと思いますので、ちょっと比較にはなりにくいかと思いますけれども、いま高速道路の受持っておりますのは、全体の輸送量の約1%と申しますが、特に省エネルギーのエネルギー対策に省で考えておりました予測で申し上げますと、昭和六十年時点で一応七千六百キロは整備されるというふうな観点からまいりますと、高速道路の受け持ちますシェアは、道路も鉄道も海運もひつくるめた全輸送量の四・八%でござりますので、約5%くらいになるであろうというふうに考えております。

○中村(茂)委員 そこで、この高速自動車国道の五ヵ年計画は、先ほど質問した経済社会基本計画、それに基づく五ヵ年計画が関連してくるわけがありますが、特に省エネルギーのエネルギー対策に関連する問題、それから公害問題、こういうふうに延長していく場合の俗にいう運転手等の労働力の問題、こういうものに関連して計画している計画で現在進めようとしていくのか。その点についてひとつ明らかにしていただきたいというふうに思うのです。

○菊池政府委員 七千六百キロがこのままで昭和六十年度までにできるのかどうかという御質問でございます。実はこれは昭和六十年度まででありますので、今後の大きな経済社会基本計画等の全体の経済計画、これによってやはり当然変わるのでございますけれども、ただいまの経済社会基本計画の考え方では、私ども先ほど申しましたように、昭和六十年には一万キロ必要であるというようなことになつておりますので、それに合わせて施行をしていかなければならぬ、と思つております。ただ、それには非常に事業費も要りますので、いまの第七次道路整備五ヵ年計画の十九兆五千億といふものを基本に考えてまいります。

と、今後もやはりある程度の全体の道路事業の伸びがありませんとこれはできませんが、これは、そういう意味の将来の経済計画の問題、あるいは国の予算の問題でございますので、ちょっと私どもがいま、将来それができるかできないかという御質問に対しては、そういう意味ではここで確定

的なお話はできなさいわけありますけれども、少なくともいまの五ヵ年計画というものをベースに考えれば、七千六百キロは達成可能であるというふうに考えております。

の中でいつてある道路延長約三千百キロメートルを供用するという面について、六十年度までに七千六百キロができるとすれば、この供用部面については見通しがある。こういうふうに言われたらんですか、その関連についてひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。

○菊池政府委員 三千百キロというのは、たぶん今度の第七次道路整備五ヵ年計画の最終年度の昭和五十二年度に三千百キロということだろうと思ひます。今度の五ヵ年計画をきめますときにも五十二年度で三千百キロということですございりますので、これはそのまま達成ができるという考え方でござります。

ただ、御承知のように石油ショックから四十九年度は前年度と同額ということになつております。その三千百キロをきめましたのはそういう前のときでございますので、それからいきますと、相当がんばらないと三千百キロメートルの完成はむずかしいかと思ひますけれども、しかし、これはまた景気が直つて総需要抑制からはずれまして、従来のような道路の事業の伸びのベースが早い機会に戻れば、三千百キロは何とか達成ができるのではないかと思ひます。今後のこのブレークリのいかんによるかと思います。

○中村(茂)委員そこで、私はおそらく来てよくわからなかつたのですけれども、先ほども出たと思いますが、それぞれ計画が行なわれていま実施状況にあるわけですけれども、経済社会基本計画が

根本的に見直しをしなければならない時期に来ておるということは、これはもう私がここで申し上げるまでもありません。そういう中から、省エネルギーの問題等を含めていま示されている計画が見直しされるまたは見直ししなければならない、そういうふうに考えているのか。計画だからもうこれは少し年度が延びるにしても実施したい、こういうふうに考えているのか。経済社会基本計画との関連において見直すべきかどうかという考え方について、ひとつ明らかにしていただきたい、というふうに思っています。

○菊池政府委員 ただいま経済社会基本計画の見直しということを経企庁でも作業を始めておるようでございます。そういたしますと、そこでもし内容的なものが変われば、五ヵ年計画もその経済社会基本計画に基づいてつくられておる計画でございますので、基本的な経済計画が変われば五ヵ年計画もそれに合わせなければならぬといふふうに考えております。ただし、この計画の見直しのタイミングがいつになるか。道路整備五ヵ年計画は昭和五十二年度まででございますので、そのタイミングによっては、あるいはそこ辺の見直しができるのかできないのか、そこ辺はまたその時期によることであろうと思います。基本的には見直すということござります。

○中村(茂)委員 そこで、先ほどの道路関係における貨物輸送のシェアの占める割合、それから先ほども言いましたように、省エネルギー、または公害問題、それから労働力、こういうことを全体的に考えてみた場合に、私はやはり、総合交通政策の面からもこれは見直しをすべきではないか、こういうふうに思うわけであります。

特にそういう観点から、今まで言われてきましたように、どうしても一つ私はなかなか理解できないのは、よく交通ネットワークを日本列島にめぐらした場合に過疎過密の対策になる、こ<sup>う</sup>いう一つの道路設置についての目的のようなものがあるわけですが、私はかえって逆ではないか、という感じを最近受けているわけでありま

す。道路ができ交通が便利になれば、確かに人間の行き来は便利になるし、往来が激しくなります。しかし、交通が便利になればなるほど、都会に集中しても過疎のところも便利になるわけがありますから、過疎過密の対策にはなかなか出でてこない。その点の考え方をひとつ明らかにしていただきたいというふうに思うのですが。

○鹿岡国務大臣 やはり均衡ある国土の発展ということは過疎過密対策の基本であるというふうに私は確信をいたしておるわけでございます。実は私も、就任以来全国を回っておるわけでありますけれども、先般、石川県に行つてしまひましたところ、石川県は、あそこは北陸の中では高速道路が一番進んでおる県でござります。いろいろ話を伺いますと、石川県の人口がふえ出したということを聞いてまいりておるわけでございます。また福島県におきましても、実はいままで一万人くらいずつ年々減つておったわけでございます。ところが、最近高速道路の供用が開始され、また新幹線等の促進がはかられておりまして、Uターン現象が実は出てきておりまして、人口の減がとまっておるという。これはもうはつきりした現象であるわけでありますと、こういうことで、道路交通が便利になりますと、地価の高い東京で生産をするよりも地方で生産をしたほうがいいという段階で、大企業等も逐次分散をはかつておると現実等を考え合わせますときに、やはり高速道路の過疎対策に与える好影響というものは否定できない。こう確信をいたしておる次第でございます。

○中村(茂)委員 特に基本的には見直しをするという考え方ですけれども、すでに計画に入っているところが幾つかあります。そういう中で、住民の世論といふのは非常に複雑でありまして、少し離れていればまあ通ったほうが便利なことは便利じゃないか、それから自分のところを直接通つくると、とてもじゃないが反対だ、そこら辺の調和をどういうふうにはかつて建設していくかといふことが非常にいま重要な問題になつてゐるわけ

でありますけれども、特に地方自治体の議会等で決議が行なわれて、この路線は困るからもう少し変更してもらいたいというような町、市等の地方自治体をあげての路線変更等の意見がある場合には、いまどういう取り扱いを現実にしているのですか。

○菊池政府委員 高速道路のルートをきめますときには、ただいま先生のお話のように、一般的な考え方としては高速道路は賛成である、ただここを通るのが困るというようなことで反対するという例が多いわけでございます。総論賛成、各論反対というような形でございます。そういう場合に、私どもはやはり、その道路をきめますまでに、道路構造令という制約の範囲内で、あるいは地形的に、あるいは地質的に、あるいはまたその道路の利用の問題、あるいは土地の利用計画の問題なり、十分事前に調査いたしまして、やはりここが最良であるということを、何本か比較線をとりまして検討した結果一応きめておるわけでございます。その際にも、地元である県あるいは市町村と打ち合わせをして、もうこれしかないとということでお御了解をいたいで、そしてそのルートにきめておるということが実態でございます。

ところが、なかなかそれだけでは地元が納得をせずに反対しておるところも全国で何ヵ所かござります。私どもは、高速道路といふものは非常に大きな全体の計画でござりますので、一部の非常に小さい見方をした場合の反対、それから先ほど先生のおっしゃいましたように、市ぐるみで反対ということもあります。しかしその場合にも、そこを通っては困るということは、ほかの市を通るということにもつながってくるわけでございます。そういたしますと、今度ほかの市としては、あそこで反対してこっちへ来られたのじや困る、それじゃこっちで反対すればまだどこかへ行くだらうということで、なかなか計画が決定することは困難でございます。したがいまして、私ども、事前にできるだけ御了解を得ながら、得た上できめるという形をしておりますけれども、それ



原則はそうだけれども第三セクターの会社をつくってそこにやらせるということになれば、その会社をつくって援助してやるだけのもので、法律まで改正してやつても何の価値がないんじゃないか。確かにそういう事業は進むかもしれません。つくりやすくなるかもしれません。しかし、その後の運営を考えた場合に、もっとそこら辺のところに出資の面から指導できるようなものをきつとさせておいたほうがいいんじやないか、こうはどうなんですか。

○菊池政府委員 ただいま先生のおっしゃるとおりでございます。したがいまして、出資の段階では少なくとも過半数は持つ。過半数を持つということ同時に、この事業は建設大臣の認可事業にしておりますので、建設大臣が十分それに対しても熟知し、指導、監督ができるという形でこ

れは進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村(茂)委員 私の言つてているのは、いま五〇%持つようにしたいという話ですが、その中身です。

直接その公団の出資を五〇%以上といふうに私は言つてているのです。どうもあなたの意見を聞いてみると、たとえは地方自治体が参加したということになると、公なそういうものを含めて五〇%以上というふうに何か言つているような気がするのですけれども、そこら辺のところをもう一つ明らかにしてください。

○菊池政府委員 ちょっとことばが足りませんで

した。第三セクターにつきましての出資だけの比率を申し上げたわけでありますけれども、実はその用地は公団が自分の道路敷として買ってお

ります。したがいまして、これは賃貸で貸すことになりますので、その用地の代金までかもし全體の出資の中に入りますと、これは非常に大きなものになるわけでございます。そうじやなくして、その用地はあくまで公団の用地であり、第三セクターの会社だけに對して半数以上持つたというこ

とでございます。

○菊池政府委員 しかし、公団がつくって貸すことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところでつくって、そのかけた金まで出資のものと合わせれば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、なかなか納得できませんよ。それはつくって貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてください。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきであるという先生の御趣旨であらうと思います。いま

私どもが考えておりましては、公団と地元の府県――府県は公団と同じような公共性のものでござりますので、それを合わせて五〇%以上にする

といふことでござりますので、その点ちょっと先生の、公団だけで五〇%ということといさか違

うと思いませんけれども、私どもは、ほかにもそういう第三セクターの例がござりますけれども、出

資しているところと、それから地元と国といふと

ころで五〇%以上持つてているというところがたくさんござりますので、その運営のコントロールは

十分それでできるのではないかと考へたわけでござります。

○中村(茂)委員 まだあいまいなんですけれども、公団はもうはつきりしていますね。それから

公というか、公益というか、これは地方自治体といふふうに限定して考えていいんですか。それ

で地方自治体と公団で含めたものが五〇%以上になくなっています。たとえば、七十億ぐらいの平

均残高を見ますと、大体月の平均残高が七十億ぐらいでござります。そしてそれで長期国債を買

あるいは短期国債、あるいは銀行預金にやってお

りますけれども、なかなか長期国債も手に入りにくくというようなことから、短期国債が非常に多くなっています。たとえば、七十億ぐらいの平

均残高に対しても、長期国債が約十億、短期国債が六十億ぐらいでござります。長期国債ですと大体二十日ぐらいが保有される時期であって、二十日

たつとそれはまたお金にかかるわけでござります。それから短期国債の場合は大体十日ぐらいで

ある。その間もし電気公社債というような有価証券にそれが切りかえられますと、大体年に二億円ほど有利である。そしてこのことは行政管理庁か

らも、余裕金の運用はそういうものにもできるようになります。

うに公団の法律を改正すべきであるといふような

申し上げましたので、ちょっと混乱いたしましたけれども、北東の場合は特別でございます。一般的には公団と府県、公共団体ということでござります。原則はそれでございます。

○中村(茂)委員 じゃ、確認しますが、国と県、いわゆる地方自治体、公共団体と言われるどまたなんですが、地方自治体、こういうことでいいですね。

○菊池政府委員 府県でございます。

○中村(茂)委員 次に、最後ですけれども、先ほどの出ておりましたけれども、この余裕金について、その性格、それから運用状況、運用状況といふのは、国債、郵便貯金、それぞれきまっているわけですけれども、どのくらいそういうところにいま運用されているかという中身、これを明らかにしてください。

○菊池政府委員 余裕金は、公団が事業をやってまいります際に、どうしても必要であるという支払いの準備金というものが一応二十三億ほどあります。ところが、実際にその出資金の入る時期、あるいは公債の発行する時期等によりまして、支払い等は若干ズレがござります。そういうものが余裕金でございますが、それの実態は、毎月の平均残高を見ますと、大体月の平均残高が七十億ぐらいでござります。そしてそれで長期国債を買あるいは短期国債、あるいは銀行預金にやっておりますけれども、なかなか長期国債も手に入りにくくというようなことから、短期国債が非常に多くなっています。たとえば、七十億ぐらいの平

均残高に対しても、長期国債が約十億、短期国債が六十億ぐらいでござります。長期国債ですと大体二十日ぐらいが保有される時期であって、二十日たつとそれはまたお金にかかるわけでござります。それから短期国債の場合は大体十日ぐらいで

ある。その間もし電気公社債というような有価証券にそれが切りかえられますと、大体年に二億円ほど有利である。そしてこのことは行政管理庁か

らも、余裕金の運用はそういうものにもできるようになります。

うに公団の法律を改正すべきであるといふような

勧告も出ておりまして、逐次公団法の改正のある

際にそれを直していくことでございまし

て、ほかの公団につきましては、新しい公団は初めからそういうふうに有価証券も取得できるようになりますし、前からある公団につきまし

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきであるということでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして、その土地と建物を自分のところ

でつくって、そのかけた金まで出資のものと合わ

せば五〇%より多くなるなんて説明されたつ

て、ななか納得できませんよ。それはつくって

貸すということなんですから。これはただ貸すん

じゃないでしょ。家賃を取るんでしょ。です

から、その会社を運営していく場合に、出資を公

団が五〇%以上持つべきだというのか私の意見な

んです。そのところはもう少し明らかにしてく

ださい。

○菊池政府委員 公団が五〇%以上持つべきである

ことと、その上を借りて第三セクターの会社で運営

することでは、私は違うと思うのですよ。それを

ごっちゃにして



そういう二十五万都市の都市群がある場所にはつくるわけありますけれども、それより大きいところ、たとえば東京付近あるいは大阪周辺というようなところにつきましては、日本自動車ターミナル株式会社あるいは大阪都市開発というようなものがすでにござりますので、これはそちらのほうにまかせるということを除いておる。それから名古屋周辺はそういうものがございませんが、名古屋周辺につきましては、いま土地を取得してやりたいことはあるのですけれども、なかなか高速道路のインターチェンジの周辺にそういう土地がいまからではもう得られないということがございまして、これはやむを得ずはされたわけでござります。それからしたがって二十五万都市というような標準が出てきたわけでござりますけれども、それより小さいところはなぜやらないのだといふことでございますが、先ほど申し上げましたように、小さいところでも、やればやるでの需要はあると思いますけれども、その需要があまり小さいものにつきましては、そこに会社をつくるてやりました場合のその運営の効率の問題等をございますと、その効果、メリットと比べましてそこで採算が非常に悪くなるということをございますので、さしあたって四十四カ所というふうにきめておるわけでございます。

○瀬崎委員 さて、公共性が重点なのか、効率が重点なのか、たいへん話がややこしくなってきたようだと思ひます。建設省がお出しになつております「建設月報」の七二年十二月号に「インターチェンジ周辺開発の動き」という論文が出ておりました。その中で、「東名高速道路の完成に先き立て、それが沿線地域の工業に与える影響についてわかれわれが予測したのは、ほぼ次のよなことであつた。(1)神奈川県内陸部の大和・厚木・大井松田を通れる内陸工業ベルト地帯が展開するだろ。(2)静岡県については、三つの既成工業地帯のそれが次第に外へやくらんで、相互に連携化への傾向を見せるであろう。(3)最も発展の著しいのは、東駿河湾地区と西遠地区と、それに加えて、

とは、これはもう私どもしろうとではござりますけれども、理解ができるわけでございます。しかしも、理解ができるわけではありません。私がいまして、先生の御指摘された点は、あまりにもうがち過ぎておるのではないかといふ感じも私しないわけではないわけでございまして、私どもは、決して産業奉仕とか大企業のための施設をつくつておるとかいうことではなくて、先ほど来申し上げてきましたように、交通上の安全も確保しながら物資の円滑なる輸送系を確立すると同時に、またコストのダウンにも通ずるような行政指導ができるよう配慮等をして御提案を申し上げておることもひとつ御理解をいただきたいと思うわけでござります。

○瀬崎委員 大臣のせつかくの御説明にことばを返すようありますけれども、過密過疎の解消に新産都市建設や工業整備特別地域が役立つたかどうかといふ点につきましては、昨年の七月だったと思います。今回流れました新国総法案の審議で私も質問して、むしろそういうものができます。その結果、人口の三大都市圏への集中が激しくなったし、一つの府県別に見れば、農村地帯の過疎化はさらに激しくなって新産都等への人口集中だけが目立つた、こういうことを私のほうから質問し、これはまた下河辺局長も認められたところなのであります。そういう点で過密過疎に役立たなかつたと私は思うのです。

それとも一つは、工場の地方への進出が先か、道路が先にできてあとから工場が地方へ進出するのか、これは結局順序はどうでも同じことで、そういうところへ交通網がつくられて非常に便利になるということになれば、結局、産業の立地を中心にした全国交通ネットワークをつくつていくといふ列島改造構想の一環として、やはりこういうインター・エンジ周辺に関連施設が整備されるというふうに、いまの大臣の御答弁からいけば考えざるを得ないよう私は思うのですね。

そこで、たとえばほんとうに公共性や円滑な交通を中心と考えられるというならば、二十五万よりも小さい都市で、中小運輸企業が共同事業とし

てターミナルをつくりたいとか、あるいは自治体が中心になって自分のところにも必要だからつくりたいといった希望が出た場合、それが地域住民にとつて好ましい影響を与える場合に、公団は積極的に出資するなり、あるいはみずから乗り出していくなりいたします。

○菊池政府委員 ただいままでの考え方方が四十カ所であるという、これは一つの計画でございます。いまお話しのように、もっと小さいところでは、これはまた、採算の問題やなんかもからんでくると思いませんけれども、やはり必要でそれが非常にメリットがあるものであれば、当然そこまで考えていくことは出てくると思います。

○瀬崎委員 参議院の春日議言の質問に、菊池局長は「物流施設の場合には、わりあいに土地の価格というものに対する負担が非常に弱い」「無理する」とお答えになつてゐるわけです。実際には、私の住んでおりますすぐ近くの滋賀県の栗東インターチェンジ周辺などは、日通をはじめ倉庫だらけ。ターミナルもあります。初めから計画的にといわれるけれども、もうかりそうなどころに民間業者がどんどんやつてしまつて、採算に乗る乗らぬいかわらないような地域を公団が引き受け大手輸送業者にサービスするというふうな矛盾した結果になりはしないかと、私はこの実情を見て心配するわけですが、そんな懸念はなさないと言ひ切れますか。

○龍岡国務大臣 そういうことのないようにしておる、先ほどお話を出ました東海メガロボリス等につきましては、ほんとこれから供用を開始するところでございます。もうすでに供用を開始しまして、それで経営が推進されるように指導していくべきだと思います。

○瀬崎委員 私がいま申し上げたのは、実情を見

ると、とにかく採算のとれやすいところは、もうすでに民間業者が行つてこういうものをつくつてしまつておられるわけですね。勢い今後行なわれるのであらう地域四十四カ所等を見ても、局長がみずから言つておられるように、もう採算のむずかしいところばかりになってくるんですね。その場合、どうしても採算を合わすというはうへ重点を置けば、利用する業者に無理が生ずる、中小企業は参加しにくいということになるし、もし中小企業あるいは自治体などの希望をいれようと思えば、その採算のむずかしい点をどこかで負担するという事にならないと、これまた目的を達しないと思うのです。そうすると、こういう公共性と营利性とは、一体どこで調和させて私どもの心配しているようのことのないように保障していくとされるのか、そこを具体的にお答えいただきたいといふことです。

○菊池政府委員 ただいまお話しのように、現在すでに供用を開始しているところにつきましては、相当そういう意味のターミナルが各個自分の会社でつくつておるということが出ております。これはその栗東が一番強い例でございます。そこで私どもは、そういう事例があつてはならないと云ふことから、やはり積極的に、計画的につくるべきであるということと、東名高速道路あるいは名神高速道路が供用のときからそれをやつていれば一番こういうことがなくてよかつたのでありますけれども、そこまで気がつくのがおそかつたといふこともあります。したがつて、今後で引きこもつては積極的にやつていてこういうので、たゞいま私の申し上げました四十カ所というのは、ほんとこれから供用を開始するところでございます。もうすでに供用を開始しまして、それで経営が推進されるように指導していくべきだと思います。

〔委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席〕

○瀬崎委員 話はたいへん矛盾してきただけです。いまのお話先ほど地点の選び方のときには、大きな需要のある地域とおっしゃつておるわけです。いまのお話でいけば、たとえそういう需要はなくとも公共性の強いところにはとおっしゃつておるわけですね。答弁が非常に矛盾しておりますね。ですから考えておりますけれども、そういう意味ではおそれからもう一つ、採算のことでございますけれども、これは第三セクターでも会社でございますので、採算ということは当然考えなければいけませんけれども、ターミナルとしうのは比較的採算性の低い事業でございます。現在すでにありますターミナル会社についても同じようなことがあります。そうすると、こういう公共性と营利性とは、一体どこで調和させて私どもの心配しているようのことのないように保障していくとされるのか、そこを具体的にお答えいただきたいといふことです。

○菊池政府委員 ただいまお話しのように、現在すでに供用を開始しているところにつきましては、相当そういう意味のターミナルが各個自分の会社でつくつておるということが出ております。これはその栗東が一番強い例でございます。そこで私どもは、そういう事例があつてはならないと云ふことから、やはり積極的に、計画的につくるべきであるということと、東名高速道路あるいは名神高速道路が供用のときからそれをやつていれば一番こういうことがなくてよかつたのでありますけれども、そこまで気がつくのがおそかつたといふこともあります。したがつて、今後で引きこもつては積極的にやつていてこういうので、たゞいま私の申し上げました四十カ所というのは、ほんとこれから供用を開始するところでございます。もうすでに供用を開始しまして、それで経営が推進されるように指導していくべきだと思います。

○瀬崎委員 話はたいへん矛盾してきただけです。いまのお話先ほど地点の選び方のときには、大きな需要のある地域とおっしゃつておるわけです。いまのお話でいけば、たとえそういう需要はなくとも公共性の強いところにはとおっしゃつておるわけですね。答弁が非常に矛盾しておりますね。ですから

施設は、一体運営の効率に重点を置いておるのか、一体ほんとうに公共性に重点を置いておるのか、一体どっちなのか。ここが、同じ施設であっても、われわれがこれに賛成できるか賛成できないかの分かれ道になると思うのですね。一体本音はどうやら

○菊池政府委員 これは最初に申し上げましたとおり、非常に公共性の強いものでござりますので、そういう需要のあるところにはぜひやりたいんだしたがってそれは大きい都市が大体中心になります。ただ、そういう公共性が強いのなら、そういう需要の少ないところにもやらないかという先生の御質問でございますので、そういうものについても今後は考えてまいりたい。ただその場合に、やはり採算ということを若干その要素に入ります。ということを申し上げただけで、その採算が一番基本になつて云々ということではなく、やはり公益性が先に基本になると思います。したがいまして、これは道路公団のみずから事業として用地の取得もやっていこうという考え方をとつておるわけございます。

○瀬崎委員 それにしてもやはり採算などからい  
ればならないというお話なんですね。そうすると  
つくられた限りは利用のふえることを望まさるを  
得ないということになるので、これはやはり車の  
増加を促す役目を果たさざるを得ないと思います  
し、それから、また、確かにトラックターミナル  
やトラックヤードをつければ、輸送体系は合理的  
になつてくるようになるのであります。しかし、  
こういう施設ができることによって、特に長距離  
間を走っている大手業者としては、資金力がある  
わけでありますから、ますます大きな長い車を走  
らせるようになるのではないかと私は推測するわ  
けなんです。開通當時に比して、今日でも各高速  
道路は普通並びに大型貨物車の割合がふえてきて  
いるような統計が出ておりますが、さてこれにさ  
らに大型車の増加が上のせされるとするならば、  
交通安全の面から見て好ましからざることになる

のではないか。一、二の例ですが、追い越しの危険とか、あるいは登坂車線に入り切らずに普通車線をあえぎあえぎ大型車がのぼっていくというふうな場面は、現在でもあるわけですね。こういうことがこういう施設をつくつたために新たな心配として起ころってくることに対して、いやそんな危険はない、安全を確保する手は打つてあるのだといふことを言わるならば、新しくどういうふうな安全確保の手を考えられているのか、それを説明願いたいと思うのです。

○菊池政府委員 ただいまの御質問は、高速道路に対する今後大型車がふえた場合の走行の安全性の問題であらうと思います。これは高速道路をつくります際に道路構造令がござります。その構造令によりまして安全なものをするということで進んでおります。したがつて、構造令の際におきましても、将来、大型の車が通るということを前提に考えております。たとえば一つの車線は三メートル五十五が原則でございます。ところが非常に大型車の混入率の多い場合には三メートル七十五という大きな数字もとつてござります。現に東名高速道路等につきましては、片側三車線のうちのまん中の部分は三メートル七十五とつております。そういうようなことで、普通は三メートル五十で間に合うところでも、大型車の混入が多いときには車線数も広げる。

それから、ただいま追い越しの問題が出ましたけれども、トラックが混入した場合に一番起こりやすいのは追い越しによる危険でございます。現在、勾配が3%以上になりますところには、原則として登坂車線をつくっております。3%以下でないと、最近はもうどトラックも非常に性能がよくなりまして、さほどスピードのダウンがござしませんので、3%以上には追い越し車線をつくつて、そして自由に追い越せるようになりますということ。これは構造令の一例でございますけれども、やはり世界各国とも高速道路については非常に大型の交通があえておりますので、私どものほうも、そういうことを念頭においた構造規格をとるとい

○瀬崎委員 そういう現時点での配慮は、現時点での交通量に対してすでにもう飽和状態に達しておって、今後こういった、いえは一見便利な施設ができることによってさらにふえてくるであろう長大な自動車に対する安全が、さらにもう上のせきされているのかということを私はお聞きしたのです。いまの局長の説明は、現状並びに過去を説明されただけだと思うんですね。

私も、そう全国の道路を知つておるわけではありませんが、身近なところを拾いましても、たとえば東名の大津インターチェンジをひとつ考えてください。あの取りつけ道路というのはきわめて急カーブかつ急登坂なんですね。しょっちゅう交通停滯しているし、大型車が鋼材などを積んで下り車線で横倒しになつているような場合があるのです。私は、あれは非常に危険なケースだらうと思うのです。またゲートも非常に数が少なくて、入り口のほうだけ二つほどゲートをふやされておりますけれども、入り口のはうはそのままですから、これの取りつけ道路も一号線からいつもはとんど一ぱいであります。だからどうしても、あせる車が、しかも大きな車が、二車線しかない取りつけ道路を追い越して前へ割り込んでいくというのが、もうしばしば見られるわけです。

ですから、こういうのがさらにふえてくるということに対しては、それなりの対処策が片一方において講じられませんと、決して危険から人命が守られるということにならないと思うんですね。そういうこれ以上上のせすべき新しい手を考えているが、こう申し上げているわけなんです。

○菊池政府委員 私は高速道路の本線のことだけを申し上げたわけでございます。ただいまのお話は、その本線ばかりじゃないとえば大津のインターインジのような、そこへ行く道路、これはまいらなければならぬと思います。

そこへ行くアクセスマルチ方式についておきますけれども、そういうようなものについてもやはり大型の交通が通るとすれば、それなりの手当ではすべきだという先生のお話だろうと思います。これは私どもも、インターチェンジをつくります際には、それに対するアクセスマルチ方式の整備ということを常々やっています。ただ、必ずしも一〇〇%それにマッチしたものができ上がっているというところまで言いたれませんので、たいへん残念でありますけれども、できるだけそれにあわせてその後の道路を広げるというようなこともやっておりますし、今後とも、ただいま先生のお話のように当然でございますので、そういう高速道路のインターチェンジに乗りおりする車、これの大規模化ということに対してもやはり対応する考え方をどうなればいいかと思います。

○瀬崎委員 なお加えて言うなら、名神の中には魔のカーブといわれるようなところも数ヵ所ありますけれども、どちら一、二ヵ所については、もう一へん道路を根本的につけかえなければいかぬのじゃないかというふうな話を出しているように私たちには聞いているわけなんですね。

それからさらに、きわめて初步的なことだけれども、この前も引用した「東名高速道路工事資料集」の中にはこういうものもあるんですね。「交通事故にともない高架、橋梁部分、上下線空間部より転落する事故が発生し、死亡、重傷事故につながる。すみやかに転落防止網の設置を要望する」、これなんかも出ているけれども、まだつくられていないところが相当残っていると聞いているわけなんですね。こういう初步的なこともできていない。またゲート数なんかも相当ふさないと、大きなトヨタマークなんかがゲートを通過すると時間が非常にかかるのです。ですから、そもそも円滑な交通に資する。そのためターミナルをつくったりするキーードをつくったりするというのなら、順序が逆になつていかなければいかぬのじゃないかと私は思うのですが、いかがですか。

逆ということでございますけれども、私は両方とも必要だろうと思います。ただそういう意味で、いまのお話のインター・エンジにつきましては、いたとえば京都東あたりにつきましては、いまだどんその取りつけ道路を広げておりますし、それから転落防止のネットでございますが、これもたしか二年か三年前ぐらいからやるべきだということで、東名高速道路は全部終わつたようござります。先生のおっしゃいますように、あるいはまだ残っているところがあるとすれば、転落防止のネットは早急にやらなければいかぬと思います。

○瀬崎委員 さらに公共性についてわれわれの心配もあるんですよ。このターミナルには倉庫など貨物保管施設もつくられることになつておりますね。こういう倉庫など貨物保管施設が、たとえば昨年來の石油危機において、大企業の買い占め、売り惜しみによる物価のつり上げにどういう役割を果たしたかという実績なんです。倉庫があるゆえに、備蓄されていた品物が緊急放出され物不足の緩和に役立つたと考えられますか。それとも、買い占めの貯蔵庫として大企業がフルに活用し、物不足に拍車をかけたとお考えになるのか。どちらか、これは大臣にお答えをいただきたいと思いますね。

○菊池政府委員 実態と、それから考え方をちょっと申し上げたいと思います。

○瀬崎委員 実態でいいです。

○菊池政府委員 実態は、まだ高速道路にはありませんけれども、たとえばいまの日本自動車ターミナルの板橋、ここなんかにつきましては倉庫もござりますけれども、大体われわれの考へているのは、二日とか三日とか、その車の手配の違い等によつてそのときに貯蔵するという程度の倉庫しか考へおりませんし、実際に日本自動車ターミナルの板橋のところに私、行って見てまいりましたけれども、たとえば、そういう物資をどこかしまっておくというほどの大きな施設というものはございません。これはやはり、あくまで倉庫が本業ではございませんで、ターミナルが本業で、そ

のターミナルに伴つて必要な倉庫ということです。さいますので、おのずから限度はあるかと思ひます。

〔渡部（恒）委員長代理退席、委員長着席〕  
○瀬崎委員 これから分については、一応菊池局長の考え方のもとに進められるかどうかは知りませんけれども、とにかく昨年来起つた事態において、貨物保管施設というのが、私のお尋ねした二つのうち、一体どちらの役割りを果たしたのか、まずそれは答えていただきたいと思います。

○菊池政府委員 いまのターミナルというものとの関連した倉庫ということでは、先ほど申しましたように、二、三日ちょっと滞留的に置くだけのものであつて、物資をしまうための倉庫ではございませんので、実態はそういうことでござります。

○瀬崎委員 答えられないということは、結果的には石油危機の生じた時点において存在しておつたあらゆる貨物保管施設、はしけの中までが、とにかく買ひ占め、売り惜しみの貯蔵庫になつたことだけは、これはやはり政府として公然とここで言つわけにいかないから逃げられたんだと思ひますね。

そこで問題のいま言われている将来です。公団の手による保管施設などが比較的安く使えるようになった場合、これはあくまで一時的なものであつて、大企業がこれを利用して市場に出回る商品を調節したり、あるいは資材や中小企業の製品、飼料、肥料などを安価で買ひ占めて保管して相場のつり上げを待つて売るというふうな反社会的な行為には決して使われない、こういう保証を制度的につくり出しておかなければ、何せああいう事態が現実に起つてゐるのでから心配でならないと思うのです。大臣、いかがでしよう。

○亀岡国務大臣 とにかく自動車輸送による貨物の輸送につきましては、迅速ということが要求さ

れるわけであります。これは受け取るほうも荷主もそういうことが要求されることは当然でござります。

○菊池政府委員 いまのターミナルといふものと同様の関連した倉庫としては、先ほど申しましたように、二、三日ちょっと滞留的に置くだけのものであつて、物資をしまうための倉庫ではございませんので、実態はそういうことでござります。

したがつて、そういうしまつたとかということとターミナルの倉庫とは全く関係ないということです。

○瀬崎委員 答えられないということは、結果的には石油危機の生じた時点において存在しておつたあらゆる貨物保管施設、はしけの中までが、とにかく買ひ占め、売り惜しみの貯蔵庫になつたことだけは、これはやはり政府として公然とここで言つわけにいかないから逃げられたんだと思ひますね。

○菊池政府委員 将来分譲するというような考え方方は現在持つておりません。

○瀬崎委員 現在持つていないということは、絶対にそういうことはしないような制度にしておく、

○亀岡国務大臣 そのとおりでございます。誤解を受けるようなことはしないよういたします。

○瀬崎委員 当然それは考へていただかないといふても、「建設月報」で小牧の例をあげて、あそこが建設したトラックターミナル五十八万平方メートルは、「分譲してしまつたために、施設の共同的な、また効率的な利用が不可能となつており、一般中小業者はこれを利用できない」という問題点がある」というふうな指摘をおたくがしていらっしゃいますが、その点はいまの大臣の明確な御答弁で私は一応安心をして次に進みますが、公共性とか円滑な交通を云々される場合には、当然この輸送に携わる労働者の要求がこれによってどのよ

うに満たされるのかどうかという問題がやはり生じてくると思うのです。私どもが建設省から受けた説明では、運輸労働者のほうから出された貨物輸送にかかる要求書というものを受けて、そういう要求の解決のために役立つ施設としてこれがつくられることになったのだということであつたわけなんです。一体この要求書のどの部分がトランクが一ぱいになるまで一日、二日待つとか、そういう倉庫というよりむしろ荷物置き場、荷物さばき場的な倉庫というふうにお考えいただければ御理解いただけると思うわけでございまして、かぎをびちんと締めてしまつて十日も一ヶ月も貨物をそこにしまつておくというようなことは、トランクターミナルとしては好ましいことはないわけでありますので、そういう運営のしかたはないようによくびしく指導をしていきたいと思います。

○菊池政府委員 さらに、これは先ほどもちょっとと出たように、中でもわからぬけれども、こういうターミナル等にそういう施設もつくるのだ、それもその中の一部であるというふうにお話ししたわけであります。そのときに休養の休憩施設という話が出まして、皆さんのお話を聞いた休憩施設と若干は違うかもわからないけれども、こういうターミナル等にそういう施設もつくるのだ、それもその中の一部であるというふうにお話ししたわけであります。その中の休憩施設がこれで全部だというふうなことはあるのですか、ないのでありますか。

○菊池政府委員 将来分譲するというような考え方方は現在持つておりません。

○瀬崎委員 現在持つていないということは、絶対にそういうことはしないような制度にしておく、

○亀岡国務大臣 そのとおりでございます。誤解を受けるようなことはしないようになります。

○瀬崎委員 当然それは考へていただかないといふても、「建設月報」で小牧の例をあげて、あそこが建設したトラックターミナル五十八万平方メートルは、「分譲してしまつたために、施設の共同的な、また効率的な利用が不可能となつており、一般中小業者はこれを利用できない」という問題点がある」というふうな指摘をおたくがしていらっしゃいますが、その点はいまの大臣の明確な御答弁で私は一応安心をして次に進みますが、公共性とか円滑な交通を云々される場合には、当然この輸送に携わる労働者の要求がこれによってどのよ

うに満たされるのかどうかという問題がやはり生じてくると思うのです。私どもが建設省から受けた説明では、運輸労働者のほうから出された貨物輸送にかかる要求書というものを受けて、そういう要求の解決のために役立つ施設としてこれがつくられることになったのだということであつたわけなんです。一体この要求書のどの部分がトランクが一ぱいになるまで一日、二日待つとか、そういう倉庫というよりむしろ荷物置き場、荷物さばき場的な倉庫というふうにお考えいただければ御理解いただけると思うわけでございまして、かぎをびちんと締めてしまつて十日も一ヶ月も貨物をそこにしまつておくというようなことは、トランクターミナルづくりやトランクヤードづくりなどで満たされるのか、その点を御説明いただきたいと思うのです。

ようなものをやつてほしんだというようなことを言つておりますけれども、そういう仮眠施設というものもつくつてほしいといふ話があつたときには、仮眠施設の一例として、これは有料にたぶんなると思うけれども、こういうものを考えてゐるというお話をしたわけでございます。それで、いままのそのほかの問題については、できることはどんどんやつていこうという考え方で、いまは進んでおります。

内のいまの交通制限等からいいますと、昼間はなかなか動けませんで、結局夜中の移動、ということになってしまいます。現在のやり方では、東京から大阪まで行く場合に、おそらく二泊三日という形でやつております。ということは夜走つておりま  
すから、そうして向こうで中一日休んで帰る。そういう中一日休むということが、今度はそうした場合になくなるであろうということはあると思いま  
ます。

よつて無理をしてその分の収入をふやすということは好ましい方向ではない。これは労働基準法が設けられているゆえんもそこにあるわけでござります。したがいまして、こういう施設ができるることによって収入減につながるというようなことは私はあり得ないと思ひますし、またあってはならぬないと考へるわけでございますので、その点につきましては、労働省ともよく連絡をとりまして、勤労に対する適正なる社会的報酬ということとでそ

うな方策がないものかどうかといふような具体的な検討も実はいたさせておるわけでござりますが、これについてはまだ報告は受けておりません。以上申し上げましたような線で、ともにかくとも厚生施設の不備のために疲労を増して事故につながるというようなことを未然に防ぐことを専門的に道公路団事務当局に検討を命じて、いま盛んに具体的に施策を考究をいたしております段階でござります。

○瀬崎委員 それじゃこのたゞミナル夏説を行なう場合、その付属施設としていま言われたようなものの設置を義務づけるような何か仕組みといいますか、制度は考えられるんですか。

○瀬崎委員 大だそれからねんとうは労働条件の改善に役立つためには、やはり一つの条件があると私は思うのです。これは特に大臣にも考えていただきたいことなんですが、つまり現在非常に無理な運行を運輸労働者が行なうという反面には、たとえば、長距離の運転の手当とか、深夜の運行の手当とか、そういうものが入ってくるのですね。つぶ身をすり減らして一定の収入がそう、う形で

○瀬崎委員 同じく労働省にかかる問題といたして、建設大臣が参議院で春日議員の質問の最後のほうでござることからおつしやるのです。高速道路開通料金の個人の所得かにからずして支拂ふべきだといふ御意見を述べておられますが、労働省としてもよく連絡をとつて、瀬崎君の言われるようなことのないよううにしたいと考えております。

○斎藤委員 最後に篠原局長が最初に言おうとしたのは、ほんとうに公共性に資し、かつ円滑な交通に役立つような道路行政を推進するとなれば、それをしてもらう道路公団自身の体质といいますかあるいは運営といいますか、こういうものが民主的でなくちゃいけないと思うんですね。これに関する問題を質問したいと思うのです。

もございます。また、ほかのターミナル会社につきましてもみんなそういう施設が一緒になつて行なわれておりますので、これは特に法的には規定してございませんけれども、そういうものを持つるというような前提で計画を持っております。

○瀬崎委員 それからいま一つ、菊池局長の説明にはありませんでしたが、私のところへ来られた

それが身でしてがほに一定の收入があるとして、その範囲で確保されている。これが合理化されて便利がよくなってきて、そういう無理な運行が減るといううことは、同時にそういう諸手当もなくなって、結果的に収入減につながってくるおそれも十分あるのです。そうなつてくると、今度は短い距離を無理して回数をかせいででも、夜中に同じように走っていても収入は可らかの形で確保せざるを得ないといふ

各分野で努力してまいりましたが、この運転者教育のトラックの運転者、また自動車の運転者の安全運転という面からいいましても、この厚生省施設の充実ということは、十分これは考えていかなければならぬ問題でございまして「手段方法について」とはどのようにしたら一番いいのか、これについてはここで申し上げるほど私まだ理解を深めておりませんので、よく事務当局に対しても前向きの方

ですが、四月二日の決算委員会で庄司議員の質問に、大臣がお答えになつたそうであります。事実、国地建で身上報告書というのですが、身元調査書といふのですか、こういうものがとられて思惑信条の自由を侵すようなことがあつたということをとんでいます。詳しいことを私、聞いたわけじゃないのですが、あらためてこの委員会で、こういう問題

建設省の方の説明では、トラックカードなどがで  
きると、今までそれがなかつたとき一昼夜も二  
昼夜も一人でぶつ通しの運行をしなければならな  
かつたのが、折り返して帰れるというところから、  
その日のうちにうちへ帰れるというふうなことか  
ら、これも労働者に一定の恩恵になるのではない  
かという説明だった。やはりそういうお考えは政  
府にあるのですか。

うことになりますから、こういう施設をつくって合理化すると同時に、やってる仕事は同じことをやるわけなんですから、そのことによつて収入に入は絶対影響が及ばないようにならう歯どめをどうしてもやはり制度の面で考えていただく必要がある。これは直接建設省の仕事ではないけれども、建設省がこういう施設をつくる以上、そのことが、

向で検討さしたいと思います」。これは四月の二十二日過ぎのお話なんです。もうやや一月たちますが、大体の御構想は固まっていると思うのですね。まことに一定の具体的方向を示していただきませんとどうぞ。年度の予算にも間に合わないということになるんじゃないのかと思うのです。どういう面から手をつけようとしていらっしゃるのですか、もう少し今

に対する建設大臣の基本的な考え方をまず示していただきたいと思うのです。

○亀岡国務大臣 私の考え方は、日本国憲法に生まれておりますところの国民の尊厳の基本的人権はあくまで守られなければなりませんし、その中で國民の基本的個人権を伸長し、その國民のために仕事をしておられる建設省であり道路公団であるわけでござります。

○鶴池政府委員 トラックターミナルの中の非常に重要な部分の一つでございます。一つは貨物の積みかえにより都市内へ小さい車で入るという問題と、一つは東から来た荷物と西から来た荷物をそこでお互いに相互交換して、そのまま帰る。そうすれば日帰りができるということになるわけであります。その場合の日帰りという考え方でも、東京の都

ら生まれてくる影響について十分關係官厅と  
れは大臣が働きかけて詰めてもらわなければよ  
ぬ問題だと思うのですが、大臣、ひとつその面で  
の御答弁をお願いしたい。

日時点での具体的な大臣の御答弁をいたたきたいと思うのです。

さいますので、そういう意味におきましては、だりにもそういう思想、国民の基本的人権を阻害するような行為があつてはならないということを指導してまいりたいと存ります。

○瀬崎委員 いまのが建設大臣の方針であることを踏まえて公団のはうに聞きたいわけであります。が、公団の身上調査書の中にも、支持する政党か、過去及び現在所属せる組合、団体、政党、



いますけれども、目標は三千百キロということをそのまま続けていくことがあります。ただ、その大もとになる基本計画は、その見直しがあるとすれば、それは当然それにつけて変えなければいけないというふうに申し上げたわけでございます。

○新井委員 私は、先ほども言いましたように、一つはエネルギーの問題、それからもう一つは、やはり労働力の確保といいますか、現在の台数がなおまた倍にふえるというような状態の輸送体系ということになると、これはもう労働力も大きな問題になってくる。まして現在の道路交通の混み合い、そういうような効率的な問題からいたしましても、これはやはりまた考え直さなければいけない。あるいはまた、四千万台以上の車が走つたときの公害、これは騒音とか排気ガスとか、いろいろ自動車の車種を変えるというようなことがありましても、やはり当然問題が起つてくると思います。そういうことから、やはり私は、輸送量というものが増大するかどうかということは今後の経済にかかりますけれども、その運搬方法ということについてはいろいろと考え直さなければならぬような時代に入ってきたと思ひます。特に船、海上輸送ですね。それから鉄道です。こういうところも整備をして、とにかく石油がこれほど高くなり、あるいはまた量の制限といふことが考えられるような中におきまして、新しいうエネルギーといふものが出てこない限りにおいてはこれは当然考えなければならない、こういうこともひとつ基本的に考えていただきたい。そういうこともひとつの基本的に考えていただきたい。そういうふうな長物になってしまふ、こういうことも考えられるわけです。

それからもう一つは環境の問題でございます。これは、四十八年五月の神戸地方裁判所尼崎支部の判決は、これまでの高速道路の整備についての建設省とかそういう当局の姿勢というものを非常にきびしく指摘をされている判決だと思います。

確かに建設省とすれば、勝ったといえれば勝ったわ

けでございますけれども、結局そこには、道路の公共性ということに対して環境利益不當侵害防止権、今まで判決ではなかったその地域住民の方々に対するそういうものが確立されたというところで、これは大きな一步前進だという評価がされておるわけでございます。この第七次道路整備五ヵ年計画に関する道路審議会の答申の中で、二年半までに三千百キロメートル、大都市の都市高速道路は三百六十三キロメートルに延長されることになっておりますけれども、国民の居住の状態を現在のままに維持してこののような大規模な延長が可能な状態なのかどうか、その辺の判断をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○菊池政府委員 都市高速道路ではない普通的一般の高速道路につきましては、三千百キロというものをつくりますときに、これは市街地を通ることもあり、あるいは都市間交通の山の中を通ることもあります。そういたしますと、それぞれに問題はありますけれども、その環境の問題でいまでも地元の方と話し合いをしながらどんどん進めておりますので、これは三千百キロという問題としてはできると思ひます。ただ、その場合であります。特に船、海上輸送ですね。それから鐵道です。こういうところも整備をして、とにかく石油がこれほど高くなり、あるいはまた量の制限といふことが考えられるような中におきまして、新しいうエネルギーといふものが出てこない限りにおいてはこれは当然考えなければならない、こういうこともひとつの基本的に考えていただきたい。そういうふうな長物になってしまふ、こういうことも考えられるわけです。

○新井委員 私の申し上げたいことは、結局この前の判決によりますと、道路というものは確かに公益性があります。したがって、途中で切られてしまつたらこれは運用ができないですから、それはつくることはいい。しかしそれ以上その地域の方々に對して環境を悪化させないということをやりなさい、ということのように私は理解しております。したがいまして、どうしてもそれ以上環境を悪化させないということになりますと、あるいはそれはトンネルにしなければいけないかもわかりませんね。あるいはまた地下道を掘らなければいけないかもわかりません。極論すれば通ることそのものが、何ホンという基準、あるいはまた何P.M.というような基準がありますので、そ

ろにはどうしてもつくらなければならぬといいうこと

く今後検討されないとこの道路の問題というものは問題になる、こういうぐあいに思います。それから、とにかく地方でいかだからいいだらうと

よなことで、ネットワークをつくるという観点からいろいろ悩みつつやつておりますけれども、今度の五ヵ年計画の達成ができるかという御質問であるとすれば、そういう意味ではやはり非常にむずかしい問題ではあります。ただ私どもは、むずかしくても、それが必要である限りそんでもいいたいと考えております。

○新井委員 私の申し上げたいことは、結局この前の判決によりますと、道路というものは確かに公益性があります。したがって、途中で切られてしまつたらこれは運用ができないですから、それはつくることはいい。しかしそれ以上その地域の方々に對して環境を悪化させないということをやりなさい、ということのように私は理解しております。したがいまして、どうしてもそれ以上環境を悪化させないということになりますと、あるいはそれはトンネルにしなければいけないかもわかりませんね。あるいはまた地下道を掘らなければいけないかもわかりません。極論すれば通ることそのものが、何ホンという基準、あるいはまた何P.M.というような基準がありますので、そ

ういう意味においては、規制でこの限度までとすることそのものが、何ホンという基準、あるいはまた何P.M.というような基準がありますので、そ

ういうふうな関係にしていかないとできないとい

う問題については可能であろうと思います。でも、これは局部的に、地区的に反対があつて帶るルートの選定をやり、それに合わせた道路づくりをすることが当然前提になりますけれども、それでも地元の方と頭に置きながら、それに合わせた道路に至つてはまだ非常に悪いわけですね。これはもう一つは、地方道と高速道路との整備との関連でございますけれども、第七次計画では地方道に二兆五千八百億円、これだけの予算を予定いたしました。幹線道路、県道、そういうようなものは拡幅、舗装等の改良または新設は今までかなり進んできておりますけれども、その内訳を見ますと、幹線道路、県道、そういうようなものは比較的よく整備されておりますけれども、市町村道に至つてはまだ非常に悪いわけですね。これはデータもあります。したがつて、そういう高速道路をたくさん通すということは、逆にもう一つ見ていますと、幹線道路にもたくさんの自動車が入つてくる、それからもう一つは今度は市町村道にもたくさん車が入つてくる、こういうことで、高速道路が整備されたためにかえつて混雑が予想されます。幹線道路にもたくさん車が入つてくる、それからもう一つは今度は市町村道にもたくさん車が入つてくる、こういうことで、高速道路が整備されたためにかえつて混雑が予想される、こういうことも考えられるわけです。こ

ういうわけで、高速道路、あるいは幹線道路、あるいは市町村道、そういうようなものの有機的な結びつきというものに対してもやはり完璧にしなければなりませんけれども、とにかく高速道路のほうが先に進んで、あとのはうがほつたらかされるために、その地域の方々といふのは、とにかく先にこっち側の整備をやっていただきたいといふような希望というのがたくさんあるわけです。そこで、そういうような現状に対しましてど

うふうな時代に入っている。こういうこともよく今後検討されないとこの道路の問題というものは問題になる、こういうぐあいに思います。それから、とにかく地方でいかだからいいだらうと

ないうな時代に入っている。こういうこともよく今後検討されないとこの道路の問題といふの



○新井委員 この件についてあまり言いませんが、とにかく当初は農地を道路のそういう設備であるということで、駐車場として購入をしているわけですね。したがいまして、道路でそれを買う場合にはおきましては、農地法におきましても、日本道路公団、首都高速道路公団または阪神高速道路公団が道路の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合には転用の許可というのを必要になるわけですね。そういうことでやられましたけれども、やはり農地を転用する場合といふものは、あとでそういう用途を変更するということではなくて、明確にこういうような問題というのをやはり事前に計画をされたりいろいろされておったと思います。そういうことで、やはり事前にきちっと手当てをすべきではなかつたかということを指摘をしておきたいと思うわけでございます。

それから、今回のやり方といたのは第三セクターといたことでやられるわけでござりますが、

この第三セクターについては非常に評価をされて

いる分と、それからそれをやることによってまた

マイナス面もあるのだということがいわれている

わけですね。そこで今回のこの第三セクターをや

られたということについて、そのマイナス面の検討といふのはどのようにやられたか、その辺を

ちょっとお伺いしたいと思います。

○菊池政府委員 第三セクターをやるにつきまし

てはいろいろ慎重に検討したことございます。

ただ、その場合のマイナス面についての検討をし

たかということござります。ちょっとそのマイ

ナス面といたことがよくわかりませんけれども、

第三セクターをつくった場合に、やはりいろいろ

それに対する問題点はござります。

一つは、そういう第三セクターをつくることに

よって、民間のそいうターミナル事業等、民間

事業を圧迫しないかというような問題がございま

す。そういう点につきましては、これは公共性の

あるものであり、当然インター・エンジンと一緒に

建設すべきものであるという観点からこれは割り

切つて考えております。そのほかにも、やはりマ

が、とにかく当初は農地を道路のそういう設備であるということで、駐車場として購入をしているわけですね。そういうことで、道路でそれを買う場合にはおきましては、農地法におきましても、日本道路公団、首都高速道路公団または阪神高速道路公団が道路の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合には転用の許可というのを必要になるわけですね。そういうことでやられましたけれども、やはり農地を転用する場合といふものは、あとでそういう用途を変更するということではなくて、明確にこういうような問題というのをやはり事前に計画をされたりいろいろされておったと思います。そういうことで、やはり事前にきちっと手当てをすべきではなかつたかということを指摘をしておきたいと思うわけでございます。

○新井委員 時間があれですからもう長々と説明しませんが、この第三セクターについてはいま

でも幾種類かできているわけですね。その中で

いろいろと問題点があります。

そこで、そういうこまかることは別としまして、

まずは、公共原理と利潤原理との調整の困難

性がある。第三セクター設立の趣旨は公共性と營

利性との両立を実現することであるけれども、理

論はどうかくとして、実際に両者の調和をはかる

ことは困難な面が多い、これが一つあります。

それから企業としての自主性をどこまで確立で

きるか。第三セクターは本来独立した事業体であ

り、事業の計画、実施が独自に行なわれるべきで

あるが、現実には行政機関の補助機関の位置にと

どまるにすぎないものもある。

それから第三セクターは多くの株式会社の

形態をとるが、そのため収益性を無視しない。

他方、公共的事業の性格から利潤追求のみに走る

ことは許されない。この二律背反関係の調整は経

営上最も困難である。資金調達の面でも同様で

あります。名前をついておりませんけれども、その

ことは許されない。この二律背反関係の調整は経

営上最も困難である。資金調達の面でも同様で

あります

インター・エンジの周辺地域においてトラックターミナル等の関連施設の整備業務を行なうことができることがあります。公団が出資する第三セクターも同業務を行なうことができるなどと内容としているものがありますが、これは輸送の現況及び今後の動向に照らし必要な措置であり、賛成の意を表するものであります。

以上で討論を終わります。

○木村委員長 柴田睦夫君  
○柴田(睦)委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、日本道路公団法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行ないます。

本改正案は、第一に、日本道路公団みずからがトラックターミナル等を建設、管理できるよう業務を拡大することとしており、トランクターミナルの建設は、本来きわめて公共性の高い国民生活に密着したものとして行なわれなければならないものであります。しかし、今回提出の改正案によれば、その利用実態が明確に示してあるところ、産業基盤整備重点、すなわち少数の運輸大手企業をはじめ、これに関連して事業を行なう民間大企業の利益優先の政策を推進するものであります。反面、自動車による騒音、大気汚染、交通事故等、公害問題を激増させ、さらには公共交通機関の衰退をはかるなど、国民に深刻な影響を及ぼすものであります。このような改正には賛成できないのであります。

反対理由の第二は、第三セクターを新設し、これに道路公団が出資し、トラックターミナルの建設及び管理を行なわせるという問題であります。自動車ターミナル法に基づき、運輸大臣が免許を与えて設立された日本自動車ターミナル株式会社を例にとれば、代表取締役社長は日本運送社長、取締役には西濃運送社長、日通社長など通運業界のトップクラスが顔を連ねており、これが大手通運企業の意向のままに、その利益追求のために運営されいくであろうことは明らかであります。さらに、トラックターミナルの利用の面から見るならば、熊本の場合、九州産業交通株式会社、

西濃運輸熊本営業所、日通熊本支店、熊本運送株式会社など大手企業がその大半を占めるという状況であり、この面でも通運業者の利益優先のためのものであります。きわめて公共性の薄いものであると言えることができるのです。

第三に、わが党は高速自動国道にはトラック労働者のための福利休憩施設を設置すべきだと考えます。すでに国労、全日連、全港湾、全運輸などの労働組合が結集する全交通貨物輸送合理化対策共闘会議も、政府に強くこのことを要求しているところであります。しかし政府は、この要求をトラックターミナル建設の口実にしているありさまであります。

以上を主張して反対討論を終ります。

○木村委員長 新井彬之君  
○新井委員 私は、公明党を代表して、日本道路公団法の一部を改正する法律案について反対の討論を行ないます。

第一は、まずこの法案の前提である七千六百キロメートルに及ぶ高速道路の五ヵ年計画であります。

このことは政府が産業基盤優先の政策を依然として取り続いていることであります。車社会が見直され、道路の延長至上主義に疑問が持たれていた今日、その再検討とともに、自動車輸送についても総合的な展望に立ち、輸送形態を再検討すべきであると考えます。

第二は、インター・エンジ周辺の整備に関する公害や環境保全対策が十分でないことであります。トラックターミナル等の設置理由の中に、都

スや騒音等の交通公害や事故は既存のインター・エンジの状態からも明らかであります。そのためにも関係道路の整備や周辺住民の環境問題の対策が先行すべきではないか。

第三は、第三セクター運営のあり方についての疑問であります。第三セクターについては従来より多くの欠点が指摘されてきましたが、この法案では十分にそれらの意見を取り入れられておりません。このままでは公共的な施設として運営がなされるか疑問が残ると思われます。また、その利用が大手の運送会社に限られることも予想されるので、この点も十分な検討が必要な点であります。

最後に、福島県郡山市における関連施設用地の農地転用について、その手続上の問題は反省を求めるとともに、今後の厳格な運用を行なうこととを強く望み、反対討論といたします。

○木村委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決いたします。

内閣提出、日本道路公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○木村委員長 起立立数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、天野光晴君、福岡義登君、新井彬之君及び王置一徳君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者天野光晴君から趣旨の説明を求めます。天野光晴君。

○天野光(晴)委員 ただいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。案文はお手元に配付しております。

本案の審議の過程におきまして、トラックターミナル等の関連施設の整備にあたって、環境の保

全、市町村の土地利用計画等についての配慮、第三セクターの出資者の構成についての配慮、指導監督、トラックターミナルの建設にあたっての運転者の休養施設の整備、その他インター・エンジ、サービスエリア等における運転者の休養施設の設置についての検討等が重要な問題として論議されたところであります。これらの事項に留意して、本法の運用にあたっては、これらの事項に留意して遺憾なきを期するよう強く要望する必要があると考えるのであります。

以上が附帯決議案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

日本道路公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。  
一、高速自動車国道のインター・エンジの設置及びその周辺地域におけるトラックターミナル等の関連施設の整備にあたっては、環境の保全と、市町村の土地利用計画等について配慮するとともに地元の意向を十分反映させること。  
二、トラックターミナル等の建設・管理の業務を行なう第三セクターについては、その公共性にかんがみ、日本道路公団、関係地方公共団体その他の中間組織の構成につき慎重に配慮するとともに、十分に指導監督すること。  
三、日本道路公団の資金及び資産の管理並びに業務の委託については、適正を期すること。  
四、トラックターミナルの建設にあたっては、運転者の休養施設の整備を行うとともに、その運営について万全を期するための方策を考慮すること。  
五、高速道路のトラック等の運転の安全を確保するため、インター・エンジ、サービスエリア等における運転者の休養施設の設置について、関係者間で早急に検討すること。

右決議する。

○木村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

〔賛成者起立〕  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○木村委員長 起立総員。よって、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。亀岡建設大臣。

○亀岡國務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれでは熱心な御討議をいただきました。ただいま議決されましたことを深く感謝申上げます。審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすようつとめるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存でございます。

ここに本法案の審議を終るに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔ささやました。〕

○木村委員長 なお、おばかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、来たる十七日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

昭和四十九年五月二十三日印刷

昭和四十九年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W